平成 20 年第 4 回多賀城市議会定例会補正予算特別委員会会議記録

平成20年12月8日(月曜日)

◎出席委員(21名)

委員長 小嶋 廣司

副委員長 森 長一郎

委員

柳原 清 委員

佐藤 惠子 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

雨森 修一 委員

板橋 惠一 委員

藤原 益栄 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

松村 敬子 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰已 委員

石橋 源一 委員

竹谷 英昭 委員

阿部 五一 委員

◎欠席委員(なし)

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長 相澤 明

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 内海 啓二

総務部理事(兼)管財課長 佐藤 昇市

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

建設部次長(兼)都市計画課長 鐡 博明

副理事(兼)交通防災課長 伊藤 一雄

副理事(兼)商工観光課長 高倉 敏明

副理事(兼)こども福祉課長 小川 憲治

副理事(兼)介護福祉課長 永澤 雄一

多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

道路公園課長 佐藤 実

下水道課長 櫻井 友巳

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

副理事(兼)学校教育課長 小畑 幸彦

文化財課長 佐藤 慶輝

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

副理事(兼)工務課長 長田 幹

選挙管理委員会事務局長 鈴木 典男

副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(フ゜ロシ゛ェクト推進担当) 鈴木 学

総務課参事(兼)総務課長補佐 紺野 哲哉

生活環境課長補佐 大森 晃

社会福祉課参事(兼)社会福祉課長補佐 永沢 正輝

都市計画課参事(兼)都市計画課長補佐 根元 伸弘

教育総務課参事(兼)教育総務課長補佐 鈴木 弘章

管理課参事(兼)管理課長補佐 小幡 誠志

下水道課長補佐 今野 淳

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開会

- 正副委員長の選任
- ○松戸議会事務局長

ただいまから補正予算特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長の選任でございますが、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

したがいまして、全委員中、阿部五一委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。

(阿部五一臨時委員長、委員長席に着く)

○阿部臨時委員長

おはようございます。

決まりによりまして、暫時、委員長の職務を行いますので、よろしくお願いを申し上げま す。

ただいまの出席委員は 21 名であります。 定足数に達しておりますので、 直ちに特別委員長の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員長は、委員長の輪番制という申し合わせによりまして、議会 運営委員長がその職務を行うことになりますので、特別委員長は小嶋廣司委員となります。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部臨時委員長

御異議なしと認めます。

よって、補正予算特別委員長は小嶋廣司委員に決しました。

以上で私の役目を終わります。

(阿部五一臨時委員長退席、小嶋廣司委員長席に着く)

○小嶋委員長

おはようございます。

ただいま御推薦いただきました委員長の小嶋でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

本日は朝から大変寒い日でございます。ことしもあとわずかとなりました。最後の委員会でございます。皆さんの格調高い、そして熱心な御審議をお願いいたしまして、委員長の席に着かせていただきます。よろしくお願いします。

○小嶋委員長

この際、副委員長の選任を行います。

副委員長の選任については、申し合わせ事項により、委員長の私から指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小嶋委員長

御異議なしと認め、私から指名をさせていただきます。

それでは、副委員長には、森長一郎委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

● 議案第65号 平成20年度多賀城市一般会計補正予算(第4号)

○小嶋委員長

これより、本委員会に付託されました議案第65号 平成20年度多賀城市一般会計補正予算(第4号)から、議案第68号 平成20年度多賀城市水道事業会計補正予算(第2号)までの審査を行います。

この際、お諮りいたします。本件につきましては、提出者から提案理由の説明は終わっておりますので、本委員会における審査は、各議案ごとに各部課長等から説明を受け、次に質疑を行い、討論は本会議で行うこととして省略し、採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小嶋委員長

御異議なしと認め、さよう決します。

それでは、まず議案第65号 平成20年度多賀城市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

● 歳出説明

○小嶋委員長

関係課長等から順次説明を求めます。

● 人件費

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

それでは、まず初めに、職員人件費につきまして、一般会計、介護保険特別会計及び下水 道事業特別会計を一括して説明させていただきます。

したがいまして、各科目ごとの各課長からの説明では、職員人件費につきましては省略させていただきたいと思いますので、よろしく御了承をお願いいたします。

それでは、資料2、議案関係資料の15ページをごらんいただきたいと思います。

平成 20 年度人件費補正関係資料より御説明申し上げます。

まず、一般会計では、今回補正額、計の欄でございますが、総額で 1,993 万 8,000 円を 減額補正しまして、33 億 8,022 万 7,000 円とするものでございます。

節ごとの内訳では、給料で 2,748 万 9,000 円の減額をお願いするものでございます。この主なものは、年度途中による勧奨退職者 2 名、依願退職者 2 名が退職しました。それから、13 名の職員が育児休業を取得したことによる不用額でございます。

次に、職員手当につきましては、 377 万円の減額をお願いするものでございます。この主なものは、時間外勤務手当の増額、勤勉手当の支給率が確定したことによる減額、また、 給料と同様に、退職職員及び育児休業に係る不用額を合わせたものでございます。

次の、共済費につきましては、 621万 2,000 円の増額をお願いするものでございます。 これは共済組合負担金の率の改正による増額でございます。

退職手当組合負担金につきましては、勧奨退職等による退職者及び本年度末での定年退職者に係る特別負担金等を合わせまして、 510 万 9,000 円の増額をお願いするものであります。

次の、介護保険特別会計につきましては、計の欄で説明しますと、総額で 11 万 1,000 円 を増額しまして 1,522 万 3,000 円とするものでございます。

この主な内容は、人事異動に伴う給料及び共済組合負担金などの影響額として増額するものであります。

次に、下水道事業特別会計でございますが、計の欄の総額で 272 万 4,000 円を増額しまして、1 億 2,044 万 6,000 円とするものでございます。

この主な内容は、人事異動に伴う給料、職員手当等及び共済組合負担金などの影響額として増額するものであります。

この表の一番下、総計の欄でございますが、一般会計、介護保険特別会計及び下水道事業 特別会計の合計で、総額で 1,710 万 3,000 円を減額しまして 35 億 1,589 万 6,000 円 とするものでございます。 次に、一般会計を各款別に説明させていただきますので、16ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1 款議会費につきましては、人事異動に伴う給料、職員手当などの影響額として 322 万円を減額するものでございます。

次の、2 款総務費につきましては、時間外勤務手当、共済組合負担金の改定、退職勧奨等による退職者に係る特別負担金の増額などの合計で 1,964 万 8,000 円を増額するものでございます。

3 款民生費につきましては、育児休業者 7 名に係る給料、職員手当などの不用額が生じたことによりまして、 2,783 万 7,000 円を減額するものでございます。

4 款衛生費につきましては、人事異動に伴う給料等の影響額によりまして、13 万 2,000 円を増額するものでございます。

6 款農林水産業費につきましては、育児休業者 1 名に係る不用額及び人事異動に伴う影響額を合計しまして、 480 万 9,000 円を減額するものでございます。

次の、17ページをお願いいたします。

7款商工費につきましては、時間外勤務手当及び人事異動などの影響額に伴いまして、263万3,000円を増額するものでございます。

次の、8 款土木費につきましては、依願退職者 2 名に係る給料、職員手当などの不用額に伴い、 1,275 万 7,000 円を減額するものでございます。

9款消防費につきましては、補正がございませんでした。

次の、10 款教育費でございますが、時間外勤務手当及び人事異動などの影響額に伴いまして、 627万 2,000 円を増額するものでございます。

以上で人件費の説明を終わらせていただきます。

● 1款 議会費

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

続きまして、資料1の26ページをお開き願います。

各科目ごとに歳出から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1 款 1 項議会費につきましては、職員人件費につき省略させていただきます。

● 2款 総務費

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

次の28ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目一般管理で 2,379 万 8,000 円の増額補正をするものでございます。

まず、説明欄記載 1 の、人件費につきましては、先ほど一括して説明したとおりでございますが、この中に、12 節役務費で 550 万円の減額補正をするものでございますが、これは、当初では育児休業職員に対する代替派遣職員として 7 名分を見込んでおりましたが、育児休業者が確定したことに伴う減額でございます。

2の、一般庶務に要する経費で、13節委託料で60万円の増額をするものでございます。 これは多賀城駅北開発株式会社への出資が違法支出として提起されました。公金違法支出 損害賠償請求事件の訴訟につきまして、訴訟代理人として弁護士に業務を委任したことに よる弁護士料でございます。

○佐藤管財課長

次に、6 目財産管理費でございますが、100 万円の補正増をお願いするものでございます。 これは市有財産のうち、未利用となっている土地及び不要備品等を売却する手段として、 インターネットによる公有財産売却システムを利用するための手数料でございます。

この手数料は、物件が落札された場合に、落札額の3%プラス消費税の費用が発生しますが、 もし出品したものが売れなかった場合には、費用は全くかからないシステムとなっており ます。

○鈴木市長公室長補佐(プロジェクト推進担当)

次に、8目企画費13節委託料におきまして1万9,000円の減額補正でございます。

まず、説明欄1の、中心市街地活性化事業に要する経費でございますが、これは9月に実施いたしました、中心市街地活性化基本計画見直しに係る住民意向調査業務委託料の執行 残100万6,000円を減額するものでございます。

次に、説明欄2の、プロジェクト事業化に要する経費で98万7,000円の補正増をお願いするものであります。これは、さきに説明会で御説明申し上げました一本柳地区の工業団地化造成事業につきまして、専門家に土地利用計画、関連整備計画等整備方針について検証させ、基本計画の策定の基礎とするものでございます。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

次に、9 目電子計算費において、13 節委託料で 189 万円の増額をするものでございます。これは、全国すべての都道府県と市町村を結ぶ総合行政ネットワーク「LGWAN サービス」用のシステムにつきまして、平成 21 年 4 月から仕様の変更をする旨、総務省から通知がございまして、全国的に対応が求められております。

本市においても、これに対応するため、総合行政ネットワークと接続する情報系インターネット庁内 LAN の関連機器等の更新、設定変更をするための経費でございます。

ここで、議案関係資料2の12ページをお開き願います。

平成20年度債務負担行為補正内訳表でございます。

変更の表の、業務支援システム借上料で、内訳欄の一番下、LGWAN サービス提供設備の機器借り上げとして、平成 21 年度から 25 年度まで、限度額 301 万 3,000 円の債務負担行為を設定するものであります。

これは、前段で説明しました総合行政ネットワーク LGWAN との接続用の本体機器を借り上げするものでございます。

○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

次に、資料1の28ページにお戻りいただきたいと思います。

12 目財政調整基金費で 79 万円、次の 13 目史跡のまち基金費で 38 万円の増額補正をお願いするものでございます。いずれも、預け入れに係る平均利率を、当初予算では 0.28%と見込んでおりましたが、実際の預け入れに係る平均利率が 0.46%となっていることによる積立利子の増額でございます。

○鈴木選挙管理委員会事務局長

次の32ページから35ページまでは省略いたします。

36ページをお開きください。

4項3目海区漁業調整委員会委員選挙費80万4,000円の減額でございますが、7月31日執行されました宮城海区漁業調整委員会委員選挙に係るもので、定数9人に対し9人の立候補で、無投票となりましたので、その精算による減でございます。

4 目農業委員会委員選挙費 79 万 2,000 円の減額でございますが、7 月 6 日執行されました農業委員会委員選挙に係るもので、定数 10 人に対し 10 人の立候補で、無投票となりましたので、その精算による減でございます。

● 3款 民牛費

○内海保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

人件費を飛ばしまして、42ページ、43ページをごらんいただきたいと思います。

3 款 1 項 2 目障害者福祉費 23 節償還金,利子及び割引料で 927 万 5,000 円の増額補正を 行うものでございます。これは、平成 19 年度分の障害者自立支援給付費等及び医療費に係 る国、県の負担金、補助金の確定に伴う返還金でございます。

○永澤介護福祉課長

4 目老人福祉費で 8 万円の増額補正でございます。これは、平成 19 年度高齢者保健福祉関係事業費県補助金の返還金でございます。

○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

5 目国民年金事務費につきましては、人件費ですので説明を省略いたします。

7 目長寿社会対策基金費で 32 万円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましても、預け入れ利率が上昇したことによる積立利子の増額でございます。

○永澤介護福祉課長

8目介護保険対策費で10万6,000円の減額補正でございます。次のページをお願いします。これは介護保険特別会計(保険事業勘定)繰出金の減額でございますが、詳細の内容につきましては介護保険特別会計補正予算の中で説明させていただきます。

○小川こども福祉課長

次のページをお願いいたします。

3 款 2 項 1 目児童福祉総務費で 603 万 2,000 円の減額補正をお願いするものでございます。

説明欄 2 の、児童手当支給事務に要する経費で 1,135 万 4,000 円の増額でございます。 これは、20 節扶助費の児童手当において、当初の支給対象児童数を延べ 7 万 3,849 人と 見込んでおりましたが、これまでの支給実績に基づく見込み児童数が 7 万 5,544 人となる ことから、 1,135 万円を増額するものでございます。

また、23 節償還金,利子及び割引料の 4,000 円でございますが、これは平成 19 年度の児童手当の非被用者分に係る支給実績に基づく国庫負担金の返還金でございます。

次の、3の、児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事務に要する経費でございますが、20節扶助費の児童扶養手当において、当初の支給対象児童数を延べ 9,605 人と見込んでおりましたが、これまでの支給実績に基づく見込み児童数が 9,692 人となることから、 237万 7,000 円を増額するものでございます。

次に、2目保育運営費で 140万 6,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これは、市立保育所運営管理に要する経費でございまして、4節共済費の16万 6,000 円と7節賃金の 124万円は、保育士等の病気休暇に伴う代替職員2名分の雇用に係る経費でございます。

次に、5 目母子福祉費で 2 万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、児童入所施設措置に要する経費でございまして、平成 19 年度における、母子生活支援施設及び助産施設に係る措置実績に基づく国及び県負担金の返還金でございます。

● 4款 衛生費

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

次は、48、49ページを飛ばしまして、50ページをお願いいたします。

4款1項3目予防費で31万4,000円の減額でございます。これは、市が宮城県獣医師会に委託して行っております狂犬病予防集合注射委託料で、当初1,650頭を見込んでおりましたが、1,523頭で確定しましたので、減額をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項1目清掃総務費で631万5,000円の減額補正でございます。

一つは、塩釜地区環境組合負担金額の確定に伴い、 315万 1,000 円の減額、次に、宮城東部衛生処理組合負担金で、特別負担金の普通交付税に算入された額の確定などに伴いまして、 316万 4,000 円を減額するものでございます。

次に、2 目塵芥処理で 73 万 9,000 円の減額補正でございます。これは塵芥収集運搬業務 委託料の執行残でございます。

● 7款 商工費

○高倉商工観光課長

56ページをお開きください。

7款1項1目につきましては、人件費でありますので説明は省略いたします。

4 目観光費は 155 万円を減額補正するものであります。これは、観光行政に要する経費で、 13 節委託料として計上しておりましたあやめ園の駐車場借上地を返還するための整備業務 委託料全額を減額補正するものであります。

当該地は、平成7年からあやめ園の駐車場として借用しておりましたが、玉川岩切線の建設工事に伴いまして、借用地からあやめ園への通行が不能になったことから、賃貸借契約に基づいて、原状回復の上、返還するため、予算計上しておりましたが、地権者との交渉の結果、現状のまま返還することで合意したことから、補正減額をするものであります。

● 8款 土木費

○佐藤道路公園課長

58ページをお願いします。

8款1項1目土木総務費で 429万 1,000円の増額補正を行うものでございます。

1の、土木管理職員人件費については省略します。

2の、道路管理事務に要する経費 80 万円の増額でありますが、これは 12 節役務費の手数料で、道路残地等の売り払いに係る不動産鑑定料に不足を生じたため補正をお願いするものでございます。

○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

次の、3の、土地開発基金繰出金で 250万円の増額補正をお願いするものでございます。 これにつきましても、預け入れ利率が上昇したことによる積立利子の増額でございます。

○佐藤道路公園課長

60ページをお願いします。

2項3目道路新設改良費で、財源の組み替えをするものでございます。これは、新田高崎線 道路改築事業費の一般財源分2,860万円を、道路橋りょう事業債に充当が可能になったこ とから、組み替えを行うものでございます。

○鐡建設部次長(兼)都市計画課長

次の62ページをお願いします。

8 款 4 項 1 目都市計画総務費で 6,763 万 6,000 円の増額補正を行うものでございます。

1の、人件費については省略をいたします。

2の、建築確認管理に要する経費で4万8,000円の増額補正を行うものでございますが、これは県からの調査依頼に係るもので、平成20年度建築物等実態調査の実施費用として、 需用費4万8,000円の増額補正をお願いするものです。

○佐藤道路公園課長

3の、志引団地 13 号線ほか 2 線道路改良事業費で 6,975 万 3,000 円の増額補正を行うものでございます。これは、清水沢多賀城線が今年度で完了し、志引団地と接続になりますけれども、志引団地内の道路がマウンドアップ歩道から、フラット型の道路に改良するもので、増額の主なものは、15 節工事請負費で 6,890 万 9,000 円でございます。

○鐡建設部次長(兼)都市計画課長

続いて、2目街路事業費でございますが、玉川岩切線建設事業負担金において、起債が認められたことに伴う財源の組み替えでございます。

○佐藤道路公園課長

次に、3目公園費で 463万 4,000円の増額補正を行うものでございます。

1の、公園職員人件費については省略します。

2の、中央公園整備事業費の単独事業として、 600万円の増額補正を行うものでございます。これは、主に少年サッカーが使用している市道水の入線と西側にあります野球場の間に位置している場所でありますが、県施行の玉川岩切線が来年4月には供用開始する予定であることから、サッカー等のプレーに支障を来さないよう、移設をするものでございまして、その移設費用としてお願いするものでございます。

○鈴木多賀城駅周辺整備課長

次に、4目市街地開発事業費でございます。

職員人件費については省略いたします。

次のページをごらんください。

19 節負担金,補助及び交付金で1億 5,170万 7,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、連続立体交差事業費において7億 8,400万円の交付金の追加があったことから、県事業負担金として1億 4,958万 7,000円、県単独事業費が 500万円に対する負担金として 212万円の、合わせて1億 5,170万 7,000円でございます。それぞれ増額補正するものでございます。

これによりまして、今年度の連続立体交差事業費は17億8,900万円となるものでございます。

なお、現在、上り線の高架橋工事を行っておりまして、柱及びスラブ工事が進行してございますが、来年秋から冬にかけて上り線が開通する予定でございます。

○鐡建設部次長(兼)都市計画課長

続きまして、5目下水道事業特別会計繰出金で1億59万9,000円の減額補正を行うものでございます。これは、主に流域下水道維持管理負担金の返還金確定及び平成19年度公的資金補償金免除繰上償還制度に基づく借りかえ利子の減等によるものでございますが、詳細につきましては下水道特別会計の補正において御説明申し上げます。

● 9款 消防費

○伊藤交通防災課長

次の66ページをお願いをいたします。

9款1項4目災害対策費におきまして553万円の増額補正を行うものでございます。これは、災害時指定収容避難所を高橋地区及び城南地区の2カ所に増設するために、非常配備職員現地班が使用する災害用資機材を購入するものでございます。

説明欄の 1 の、災害対策に要する経費のうち、その主なものは、18 節備品購入費といたしまして 514 万 2,000 円であり、発電機及び防災行政無線機等を購入するものでございます。

なお、高橋地区のその他災害時の指定収容避難所を新田公民館から高橋生活センターに、 また、従来、市川浮島地区につきましては、大規模災害時指定収容避難所が第二中学校で ありましたが、地元からの強い要望もありましたことから、今回、城南地区とともに城南 小学校を新たに指定することといたし、同時にその他の災害時の指定収容避難所といたし まして、浮島会館を指定するものでございます。

● 10 款 教育費

○鈴木教育部次長(兼)教育総務課長

10 款 1 項 2 目事務局費で 672 万 7,000 円を増額するものでございます。

2の、教育総務課関係経費で 207万 4,000円の追加をお願いするものでございますが、これは幼稚園就園奨励費補助金で、補助対象児童数が当初見込みより9名増加したことによるものでございます。

○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

次の、3 目教育施設及び文化施設管理基金費で 78 万円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましても、預け入れ利率が上昇したことによる積立利子の増額でございます。

○鈴木教育部次長(兼)教育総務課長

次のページをお願いいたします。

2項1目学校管理費で 1,717万 8,000 円を増額するものでございますが、2の、天真小学校地震補強事業費で 2,450 万円の追加をお願いするものでございます。これは、13節委託料で地震補強計画等設計業務委託料でございますが、本年6月に補正をお願いしました天真小学校の地震補強に係る基本設計が完了することを受け、引き続き大規模改修を含めた詳細設計を行うための業務委託料でございます。

○小畑学校教育課長

説明欄3の、学校教育課関係経費で74万8,000円の減額をお願いするものでございます。 これは学校用務員業務委託について、契約額が確定したことに伴う執行残の減額でござい ます。

○鈴木教育部次長(兼)教育総務課長

次のページをお開きください。

3項1目学校管理費で816万1,000円を増額するものでございますが、1の、第二中学校地震補強事業費で900万円の追加をお願いするものでございます。これは、13節委託料で第二中学校大規模改造等設計業務委託でございますが、地震補強設計が本年7月末に完了したことを受け、大規模改修に係る詳細設計を行うための業務委託料でございます。

○小畑学校教育課長

説明欄2の、学校教育課関係経費で83万 9,000円の減額をお願いするものでございます。 これは、小学校費でも申し上げましたが、学校用務員業務委託の契約額の確定に伴う執行 残の減額でございます。

2 目教育振興費で 149 万 3,000 円の追加をお願いするものでございます。これは要保護・ 準要保護に要する経費で、対象生徒数が増加したことによるものでございます。

○佐藤文化財課長

次のページをお願いいたします。

4項1目は人件費ですので省略します。

次に、9 目埋蔵文化財調査センター費につきましては、県補助金 80 万円の減額による財源の組み替えでございます。

これは、1、埋蔵文化財緊急調査(補助)に要する経費、2、出土品等の整理保存に要する 経費(補助)、3、埋蔵文化財保存活用整備事業費(補助)において、県補助金の補助率が 事業額の4分の1から、4分の1掛ける100分の60から100分の40に引き下げられた ことにより、補助金額が減額となったため、財源の組み替えを行うものであります。

○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

10 目生涯学習推進基金費で 35 万円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましても、預け入れ利率が上昇したことによる積立利子の増額でございます。

次の、76、77ページは人件費でございますので、説明を省略させていただきます。

● 12 款 公債費

○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

78ページをお願いいたします。

12 款 1 項 1 目公債費、元金でございますが、15 万 2,000 円の増額補正をお願いし、次の 2 目利子で 15 万 2,000 円の減額補正をお願いするものでございます。これは、公的資金 補償金免除繰上償還にかかる償還財源として借り入れました借換債の償還方法が、借りか え前の元利均等払いから元金均等払いに変更となったため、利子の支払いが減少し、元金 の支払いがふえたことによるものでございます。

次に、9ページにお戻りください。

第2表、債務負担行為補正でございますが、複数年契約を締結する業務や、新年度当初から業務等が開始となるために、今年度中に契約等の事務処理を行う必要があるものにつきまして、債務負担行為を設定させていただくものでございます。

なお、各債務負担行為に係る予算措置につきましては、新年度以降の各年度の予算に計上 させていただくものでございます。

各事項の内訳につきましては、資料2の12ページに記載しております。資料2の12ページをお開きいただきたいと思います。

平成 20 年度債務負担行為補正内訳表でございます。

下の、変更の表に掲げております各種の借上料につきましては、軽自動車や電算処理システムのリース契約の更新に係るものでございます。

なお、追加で設定させていただく外国語活動指導支援業務委託につきましては、担当課長から御説明いたします。

○小畑学校教育課長

債務負担行為の追加でございますが、外国語活動指導支援業務委託で、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間で、限度額 5,544 万円の追加をお願いするものでございます。

これは、現在、中学校に2名配置しているALTに関する委託業務が、本年度をもって満了すること、及び平成23年度から適用される新学習指導要領の小学校における外国語活動を、平成21年度から移行期として前倒しし、実施することに伴い、新たに小学校にALTを2名配置しようとするもので、平成21年度以降の契約事務を円滑に進めるため、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

● 歳入説明

○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

資料1の14ページをお願いいたします。

- 9款 地方特例交付金
- ○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

9款3項1目地方税等減収補てん臨時交付金で264万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、平成20年4月の道路特定財源の暫定税率の執行期間中における地方公共団体の減収を補てんするため、平成20年度限りの措置として国から交付されるもので、内訳は、説明欄に記載しております自動車取得税減収補てん臨時交付金が198万7,000円、地方道路譲与税減収補てん臨時交付金が66万円でございます。

● 14款 国庫支出金

○小川こども福祉課長

次に、14款1項1目民生費国庫負担金で 618万円の増額補正をお願いするものでございます。

説明欄1の、児童手当負担金で 538万 8,000円の増額補正でございます。

最初に、(1)の、被用者分でございますが、当初の支給対象児童数を延べ1万 4,497 人と見込んでおりましたが、これまでの支給実績に基づく見込み児童数が1万 4,831 人となることから、計上済額との差 267万 2,000 円を増額するものでございます。

次に、(2)の、非被用者分でございますが、当初の支給対象児童数を延べ 4,125 人と見込んでおりましたが、これまでの支給実績に基づく見込み児童数が 4,220 人となることから、計上済額の差 31 万 6,000 円を増額するものでございます。

次に、(3)の、特例給付分でございますが、当初の支給対象児童数を延べ 317人と見込んでおりましたが、これまでの支給実績に基づく見込み児童数が 324人となることから、計上済額との差7万円を増額するものでございます。

次に、(4)の、被用者小学校修了前特例給付でございますが、当初の支給対象児童数を延べ4万937人と見込んでおりましたが、これまでの支給実績に基づく見込み児童数が4万1,879人となることから、計上済額との差172万5,000円を増額するものでございます。

次に、(5)の、非被用者小学校修了前特例給付でございますが、当初の支給対象児童数を延べ1万3,973人と見込んでおりましたが、これまでの支給実績に基づく児童数が1万4,291人となることから、計上済額との差60万5,000円を増額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

2の、児童扶養手当負担金で79万2,000円の増額補正でございます。これは、当初の支給対象児童数を延べ9,605人と見込んでおりましたが、これまでの支給実績に基づく見込み児童数が9,692人となることから、計上済額との差79万2,000円を増額するものでございます。

○佐藤道路公園課長

2項2目土木費国庫補助金で 4,140万円の増額補正でございます。これは、歳出でも説明いたしました、まちづくり交付金事業の市道志引団地 13号線ほか2線の道路改良事業に係る補助金でございます。

● 15 款 県支出金

○小川こども福祉課長

次に、15 款 1 項 1 目民生費県負担金で 298 万円の増額補正でございます。

説明欄1の、児童手当負担金で298万円の増額補正でございます。

最初に、(1)の、被用者分でございますが、先ほど国庫負担金でも御説明申し上げましたので、(1)と人数等も同じでございます。当初の支給対象児童数を1万 4,497人に対して1万 4,831人となることから、計上済額との差33万 4,000円を増額するものでございます。

同じように、(2) の、非被用者分でございますが、支給対象児童数を 4,125 人に対し実 績見込みでの児童数が 4,220 人となることから、31 万 6,000 円を増額するものでござい ます。

- (3) の、被用者小学校修了前特例給付でございますが、これも同じように、延べ4万 937 人の見込みに対し支給実績見込み児童数が4万 1,879 人となることから、計上済額との差 172万 5,000 円を増額するものでございます。
- (4) の、非被用者小学校修了前特例給付でございますが、次のページをお開き願います。 支給対象児童数延べ1万3,973人に対し支給実績に基づく見込み児童数が1万4,291人 となることから、計上済額との差60万5,000円を増額するものでございます。

次に、2項2目民生費県補助金5節児童福祉費補助金で15万 1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、産休等代替職員雇用費補助金でございまして、保育士等の病気休暇に伴う代替職員の雇用に対しての県補助金でございます。

○鐡建設部次長(兼)都市計画課長

続いて、4目土木費県補助金で4万8,000円の増額でございます。これは、歳出で御説明しましたとおり、県からの調査依頼に係るもので、平成20年度建築物等実態調査実施に係る事務取扱補助金でございます。

○佐藤文化財課長

次に、5目教育費県補助金で80万円の減額補正をお願いするものでございます。

これは、1、文化財保護補助金で文化財関係国庫補助事業に係る県補助金の補助率が、事業額の4分の1掛ける100分の60から100分の40に引き下げられたことにより、(1)市内遺跡発掘調査等で60万円の減額であります。

内訳として、埋蔵文化財緊急調査経費、発掘調査が45万円の減額、さらに、出土品等の整理保存経費として15万円の減額であります。

(2) 市内遺跡埋蔵文化財保存活用整備事業で 20 万円の減額であります。これは調査資料の再整理とデジタル化事業に係る減額であります。

○鈴木選挙管理委員会事務局長

次に、3項1目3節選挙費委託金80万4,000円の減額でございますが、歳出でも説明いたしましたけれども、7月31日に執行されました宮城海区漁業調整委員会委員選挙が無投票となりましたので、その精算による減でございます。

● 16 款 財産収入

○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

20ページをお願いいたします。

16 款 1 項 2 目利子及び配当金で、 512 万円の増額補正をお願いするものでございます。

これは、歳出で御説明申し上げましたとおり、説明欄に記載しております各基金におきま して、積立利子が増額となったことによるものでございます。

● 18 款 繰入金

○郷家市長公室長補佐 (財政経営担当)

次に、18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金で 2 億 4,935 万 8,000 円の減額補正をお願いするものでございますが、各歳入歳出予算の補正に伴いまして、財政調整基金からの繰り入れを減額するものでございます。

これによりまして、補正後の財政調整基金の平成 20 年度末における残高見込みは、11 億 2,095 万 9,000 円となるものでございます。

6 目教育施設及び文化施設管理基金繰入金で 3,350 万円の増額をお願いするものでございますが、歳出で御説明いたしました説明欄記載の天真小学校地震補強事業費及び第二中学校地震補強事業費に充当するものでございます。

これによりまして、補正後の教育施設及び文化施設管理基金の平成 20 年度末における残高 見込みは、8 億 2,075 万 3,000 円となるものでございます。

● 20 款 諸収入

○小川こども福祉課長

23ページをお開き願います。

20 款 5 項 2 目過年度収入 3 節国費過年度収入で 17 万 1,000 円の増額補正をお願いする ものでございます。これは、平成 19 年度における児童手当の、被用者の特例給付及び小学 校修了前特例給付分に係る支給実績に伴う国庫負担金の追加交付分でございます。 ○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

次に、3目雑入で7万1,000円の減額でございます。

初めに、狂犬病予防注射実費徴収金で31万4,000円の減額でございます。これは当初の 見込みより127頭下回ったため減額するものでございます。

○内海保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

2の、障害者自立支援審査事業負担金返還金(過年度分) 24万 3,000円の増額につきましては、平成19年度分の審査業務の確定に伴う塩釜地区消防事務組合からの負担金の返還金でございます。

● 21 款 市債

○郷家市長公室長補佐 (財政経営担当)

21 款 1 項 2 目土木債で、3 億 2,460 万円の増額補正をお願いするものでございます。

1 節都市計画債でございますが、1、街路事業債(1) 県事業(鉄道高架)負担金につきましては、鉄道高架事業における臨時交付金事業の多賀城市負担分につきまして、臨時地方道整備事業債(一般分)2億3,270万円を発行できる見込みとなったものでございます。

(2) 玉川岩切線建設事業負担金につきましては、市の負担金 4,350 万円に対して起債充 当率 90%の額、 3,910 万円の臨時地方道整備事業債(地方特定道路整備事業分)を発行できる見込みとなりましたので、追加補正をお願いするものでございます。

2 節まちづくり交付金事業債では、2,290 万円の増額補正をお願いするものでございます。 これは、歳出で御説明いたしました志引団地 13 号線ほか 2 線、道路改良事業に係る地方負担分 3,060 万円に対して、起債充当率 75%の額 2,290 万円を増額補正するものでございます。

次に、3 節道路橋りょう債では、新田高崎線道路改築事業臨時交付金事業につきまして、臨時地方道整備事業債(一般分) 2,990万円を発行できる見込みとなりましたので、追加補正をお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございますが、ただいま御説明いたしました各地方債の補正をお願いいたしまして、合計で3億2,460万円増額の12億3,970万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前の内容と同じでございます。

また、今回の補正後のプライマリーバランスでございますが、元金ベースでは 6 億 9,395 万 8,000 円の黒字、元利ベースでは 11 億 838 万 9,000 円の黒字となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○小嶋委員長

以上で説明が終わりました。

ここで休憩といたします。再開は11時5分といたします。

午前 11 時 05 分 開議

○小嶋委員長

再開いたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑に入りますが、本委員会におきましても、これまでの特別委員会に倣い、多くの委員から発言をしていただくため、発言は簡単明瞭にしていただくこと、発言の範囲は議題となった案件に限られること、以上の点について再確認をしながら、質疑は1回3件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に、1件ずつ質問をしていただくようお願いいたします。

なお、当局におきましても、質問事項に対して的確に答弁していただくとともに、内容に 誤りがあった場合は、原則として本委員会の開会中に訂正していただくようお願いいたし ます。

● 歳入質疑

○小嶋委員長

それでは、初めに歳入の質疑を行います。

○竹谷委員

まず、史跡関係の歳入にかかわる問題で質問させていただきます。議案の 19 ページ、文化 財保護の補助金が、今年度、この補正でいきますと、県の補助金が 100 分の 60 から 100 分の 40 に引き下げられたという御説明がありました。これはどういう理由によってこの補助金を下げるという内容になっているのか。県がどういう理由をもってこの補助金の減額 を多賀城市に通知してきたのか、その内容についてお伺いしたいと思います。

○佐藤文化財課長

これは、平成 19 年 10 月に、宮城県の方で補助金見直し基本方針が示されまして、これに基づいて毎年のように減額すると。平成 22 年までには補助金の廃止の方針が示されたところであります。

○竹谷委員

当市は、少なくとも文化財のまちであります。この文化財を守っていき、また、日本の古来の状況を確認するに当たっても、市が単独でやるような事業ではないと。少なくとも国・県が積極的にその事業を進めていく、そのフォローとして担当市町村がやっていくというのが当たり前の責務ではないかと私は思います。

県が補助金をカットするからといって、多賀城が指をくわえてそれに従うというのは、私はおかしいと。県に対してどういう申し入れをして、どういうような行動をとったのか、その状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤文化財課長

宮城県に対しては、宮城県の補助金見直し基本方針における補助金廃止の方針の撤回をお願いするとともに、実質補助率を県補助金交付要綱の2分の1に戻すよう、再三にわたり、宮城県に対して要望あるいは陳情をしているところであります。

○竹谷委員

その成果が出ていないというふうに見ていいのですか。

○佐藤文化財課長

現状ではそのとおりだと思います。

○竹谷委員

少なくとも、先ほど前段申し上げたように、この問題については、事、教育委員会だけの問題ではなく、全庁挙げて取り組み、少なくとも多賀城市民の総意として県に力強く、市 民運動を巻き起こすぐらいの態勢で臨んでいかなければ、まずかったのではないかと私は 思います。

そういう意味におきまして、市長を初め副市長、どのような行動をとられ、県との交渉を されたのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○鈴木副市長

この文化財に関する補助金のことでございますけれども、竹谷委員おっしゃられるとおり、全く多賀城の文化財というのは国民的財産だと言われるわけでございますから、もう当然、国民的財産であれば、国民的支援のもとに整備されるべきものであろうというのは、それは同感でございます。

そういったことで、個別に、事務的には、先ほど文化財課長が申しましたように、事務レベルではそういったことの、県に対していろいろお願いをしています。

それと、個別の市町村だけではまだ弱いだろうということもありまして、これは宮城県の市長会を通じて、市長会の正式な議題として取り上げていただいて、宮城県の市長会として、県の方にも要請をお願いしているということでございます。

あわせて、文化庁の方にも、そういった事情を御説明申し上げまして、文化庁の方からもいろいろ側面から御支援いただくように、いろいろ御指導いただいているところでございます。

○竹谷委員

わかりました。

私は、先ほどの行政報告の中で、本市長が、史跡整備市町村協議会の会長になられたと、大変多賀城としては、ある意味では喜ばしいことだとは思います。

しかし、このような、県自体、国自体が、財政について市町村任せになっていくような傾向にあるのではないかと。

そうであれば、少なくともこの役職という重要性をかんがみて、全国的な運動をしながら、 文化庁なり、そして当該県に対して、文化財の重要性を訴えながら、これらの財政につい て、私は増額するなり、今、市町村の財政が厳しいわけですから、そういう点、その厳し い財政の中で、市民のサービス向上をどうするかと苦慮をしているときですので、やはり 少なくとも、今、副市長がおっしゃったような、史跡というものの重要性があるとするならば、声を大にして、今までもやってこられたと思いますけれども、特に会長職という立場になられた市長としては、今後、国に対して、また県に対して、宮城県のモデル的な埋蔵文化財の整備というものについて行っていくためにも、市長が先頭に立って国・県に働きかけていくということが重要ではないかと思いますけれども、市長の御見解を賜りたいと思います。

○菊地市長

竹谷委員おっしゃるとおりでございまして、私も全史協の会長になって、いろいろ調べて みたわけでございますけれども、これは宮城県だけではないのです。全国的な傾向でございまして、濃淡、各都道府県で相当開きがございます。

太宰府市あたりですと、福岡県は相当手厚く保護しておりますけれども、逆に、宮城県のような薄い、ほとんどなくなるというような県も相当ございます。

ですから、文化庁の方から県にも働きかけるという確約は、文化庁の方からもとってあります。ですから、いろいろな国の方からの働きかけ等、これは単に多賀城だけ、単独のものだけではございません。やはり全国、日本のための文化財でございますから、これは私も引き下がるわけにはいかないという覚悟で、今後取り組んでいきたいというふうに思っています。

○竹谷委員

ひとつ、福岡県並みというわけにはいきませんけれども、歴史との関係がありまして、少なくとも三大国府の一つでございますから、ぜひとも、市長、今度の会長という職もありますので、文化庁に働きかけていくという御決意をいただきましたけれども、ぜひひとつ力を尽くして、多賀城の財政がこういうものに食われないように、ひとつ努力をしていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

それから、23 ページ、狂犬病の関係で、実際には 1,650 頭を見込んだけれども、最終的には 1,523 頭になりましたという説明だけでありました。多賀城の犬の登録数はどのくらいあるのでしょうか。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

現在 2,701 頭が登録しております。

○竹谷委員

ちょっと私が心配しているのは、今、インフルエンザの問題も話題になっておりますけれども、鳥インフルエンザとかいろいろありますが、この約 2,700 頭登録されているのにもかかわらず、 1,500 頭強しか狂犬病の注射を打っていないと。私は、まさしく問題があるのではないかと思うのです。もし狂犬病が、狂犬病の注射を打っていない犬にかまれて問題が起きたりすると、大変なことになってくるのではないかと。今は野犬が余りいないようですけれども、昔は野犬がおりましたから、「野犬狩りをしてくれ」ということで、大分お願いしたときがあります。

やはり、2,700頭であれば、少なくともこれの80%なり90%が予防注射を打てるような、 行政の指導と言うと大げさでございますが、PR活動をしながら、狂犬病予防注射の促進を 図っていくべきだというふうに思いますけれども、結果として出たものについては、どう のこうの申し上げませんが、今後に向けてどのような対応をしていくというふうに考えておられるのか、その点だけお伺いしておきたいと思います。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

舌足らずで申しわけございませんでした。 1,523 頭というのは、集合注射だけの頭数でございまして、病院での注射が 864 頭、合計で 2,387 頭が注射をしてございます。

今現在の注射率で88%いっているということで、受けない犬でございますけれども、毎年60 頭弱ぐらい、病院の診断書を持ってきまして、1 年間猶予という手だてをとってございます。

あと、連絡してもなかなか受けない犬なのでございますけれども、これは屋敷犬とか何かと言いまして、飼い主が全然注射の注の字もないのです。「外に出さない。だからかむ心配もない」とか、そういうのがあるものですから、これらについても再三お邪魔しまして、注意はしておりますけれども、なお 100%に近づくように頑張っていきたいと思います。

○藤原委員

一つは、先ほど竹谷委員からお話出ました埋蔵文化財の補助金カットの件なのですが、全 史協の会長になったとたんにこういうことがやられるということは、非常に不本意といい ますか、屈辱的だと、ある意味では。

それから、もう一つは、10月4日に平川先生の講演会がありましたね。私、いつも紹介するのですが、宮城県の県名はどこから来たのかと。それは、宮城郡の中に仙台城があったから、宮城郡から宮城県名が明治にとられたのだと。

そのときに、その宮城というのは、音読みだと「キュウジョウ」になって、天皇陛下のお住まいになると。「恐れ多いのだけれども、つけていいだろうか」という問い合わせまで、当時の宮内省にやって、「これは古くからの郡名だから、宮城県を使っていいです」ということで、宮城県名になったのです。

宮城郡は何から来たかと、これは多賀城があった郡だからということで宮城郡になったと。 これはもう歴史の先生方の定説になっています。

それから、平川先生が、この問題で何と言うのかと思って聞いていましたら、やはり結論 としては、「多賀は中国から来た」というようなお話だったのですが、宮城県名はやはり 多賀城から来ているのだというお話でした。

そういう県名をつけている県が、こんなに埋蔵文化財をないがしろにしていいのかと。私は、今の県政は、いわゆる富県戦略に特化し過ぎていると。企業を呼ぶためには、莫大な金は出すけれども、ほかは本当に切り詰めていて、私は今の富県戦略というのは、本当に片肺飛行といいますか、極端過ぎると思います。

ですから、私は、市長は全史協の会長でもありますし、県会議員として旧知の中でもあるので、「これはやめてくれ」と、宮城県名の知事、宮城県の知事が、宮城という名前をつけている県の知事がこういうことをやっていいのかということで、竹谷委員にも答弁はあったのですけれども、再度その点を、宮城という名前からしておかしいではないかということで、私は大いに猛抗議してほしいと思うのですけれどもどうでしょうか。

○菊地市長

藤原委員おっしゃるとおりでございまして、そのことは知事ともいろいろお会いする機会がいっぱいあるわけでございますけれども、しょっちゅう言っていたのでは効果がないので、まとめてお話し申し上げたいというふうに思っています。

やはり歴史的な重味というものをぜひ感じ取っていただいて、もとに戻していただくよう に働きかけてまいりたいというふうに思っています。

○藤原委員

それから、財政見通しについてお聞きしたいと思います。資料 1 の 20 ページに、財政調整基金の繰入金が出ております。当初 6 億 7,950 万 7,000 円だったのですが、記載のとおり 2 億 4,935 万 8,000 円減額になりまして、4 億 3,014 万 9,000 円になったということです。大変喜ばしいことなのですが、この要因をかいつまんで御説明いただきたいと思います。

○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

今回の12月補正におきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、大きいものは、起 債の発行が可能になった。特に連続立体交差事業に充当をしております臨時地方道整備事 業債の一般分、これの発行が可能になったということが大きいものです。

また、今回の補正で言えば、そのほかには下水道事業会計への繰出金が約1億円ほど減っているということが、大きな要因だと考えております。

○藤原委員

わかりました。

それで、市債の発行額なのですが、これは6ページを見てもらいますか、3億 2,460 万円 増額となって、12億 3,970 万円という市債発行額となりました。これは財政的見地から 言うと、どういうふうな評価になるのかと。質問の意味がわかりますか。まだまだ大丈夫なのだと、この額というのはまだまだ大丈夫なのだということか、余り出したくなかった なというふうに考えているのか、どちらかということです。

○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

最後に御紹介しましたとおり、プライマリーバランスの部分では、元金ベースで 6 億 9,000 万円の黒字、それから元利ベースでは 11 億 800 万円の黒字ということで、現時点の起債の発行額と、それから起債の償還額、この比較でいきますと、単純にいって約 7 億円弱ぐらいは、起債残高が年度末には減少すると、そういう数字です。

ただ、その起債につきましては、やはり借金というそもそもの性格ですので、起債は少ないに越したことはないとは考えますが、ただ、今回起債可能となりますものにつきましては、極力その交付税措置があるもの、地方財政措置のあるものを優先的に選んでおります。

また、将来、その起債制度の持つ性格といたしまして、世代間の負担の公平性、こういったものも考えますと、起債の活用ということを今後ともやっていきたいと思っております。

財政全般として、この数字がどういう評価かと言われますと、堅実な起債、底無しの起債の発行ではなく、十分選びに選んで発行させていただいているというふうに考えております。

○藤原委員

私も実はそう思っております。

公債費の元金の返済が 19 億 3,300 万円ですね、ですから、同じことを言っているのですけれども、その元金の返済額から見ると、その 12 億 3,900 万円というのは、本当に 3 分の 2 程度のものです。ですから、私は、使える起債があるのであれば、それはもっともっと使った方がいいだろうというふうに思うのです。

そうでないと、結局、元利償還というのは一般財源を投入しなければいけないので、私は、 多賀城市の経常収支比率だけが 100 幾らで悪くなっています。ほかの数値というのは、大 体いい方なのです。ほかの数値は大体よくて、経常収支比率だけがべこっと引っ込んで、 ハート形のようになっているのです。

私は、一つの要因というのは、やはりその起債の元利償還が 20 億円近くある、19 億円もある。そこには一般財源を注ぎ込まなければいけない。これが、もし活用できる起債がもっとあるのであれば、一般財源が浮いてくるわけなので、私はやはり使える起債はもっと使った方がいいだろうと。その 19 億円の枠内でですよ。その意味で、鉄道高架事業はもう100 年に一度の事業なのだと。これは起債使えないのかとかいろいろ言ってきました。そういう面では、結果としてこうなったのか、多賀城市の努力もあったのかわかりませんが、この点については、ああよかったなというふうに思っているところです。

それから、財調の繰入額なのですが、これは20ページでしたか、その減額された4億3,000万円、まだ繰り入れが必要だということになっているのですが、本当のところ、これは幾らになりそうなのかと。このまま4億3,000万円でいきそうなのか、ゼロになりそうなのかという見通しなのですが、どうですか。

○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

現在、2月補正予算、ちょっと気が早くて恐縮なのですけれども、2月補正予算の見積もりを各課にお願いを今しているところでございます。

数字的には、まだ集まってきておりませんので、幾らになりそうだということは、現時点では御紹介できないというのが実情でございますが、財政サイドといたしましては、これを少なくとも圧縮したいと。幾らかでも圧縮する方向にしていきたいというふうに考えております。

○藤原委員

うわさだと、世界的に名前が知られた大手電機製造メーカーから、相当の納付があったといううわさなのです。そういう事実はないのですか。

○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

担当の方からは、確定分についてはお話を聞いております。

ただ、御存じのとおり、法人市民税につきましては、確定分と、それから中間ですか、部分がございます。それらの入り繰りがあるということ、それから、多賀城市は1企業だけではございませんで、数百社があると思いますが、それらのすべての状況を、今後、今、多分担当の方では積算をしていただいているところだと思います。

その1社に限って言えば、昨年度の業績はかなりよかったと、その結果としての税収があったというふうには聞いております。

○藤原委員

どのくらいの額があったのかというのは言えないのですか。

○坂内市民経済部長

私もはっきりと何百万円まではいきませんが、約4億円くらいというふうに聞いております。

○藤原委員

担当者が、「聞いております」というのは変な話ですけれども、まあうわさでは4億円という話です。それは決算の確定分ですね。決算の確定分ですから、4億円は間違いなくもう入ってくるということです。

それから、予定の納付分、予定納税分と言いましたか、その決算数値の半分ですから 2 億円だということで、6 億円入ったと。

ただ、その予定納付分の 2 億円は、決算で確定されるので、私も今から十何年前に、4 億円 ぐらいあわてて返した記憶があるので、それはもう最終的にどうなるかわからないのです。 ただ、4 億円は確定しているわけですね。

それで、地方交付税は、確定して、9月で補正予算を組みますね。組みましたね。9月補正でやりましたね、交付税の確定に基づいて補正予算を組みました。この決算に基づく4億円の納付というのは、何月に入ったものなのですか。

私がちょっと疑問なのは、なぜいまだに予算計上しないのかというのが疑問なのです。9月は間に合わないということもあるかなと思ったりもしているのですけれども、もう 12 月ですし、なぜ確定しているのに予算を組まないのかというのがちょっと疑問なのですけれども、その点はいかがですか。

○坂内市民経済部長

6月に入っております。それは確定申告の関係ですので、法人市民税の場合、6月とそれから 11月が結構大きな数字になって入ってくるわけなのです。

それで、先ほど財政担当の方からもお話がありましたが、2月と、2月には補正はしたいということなのですが、なぜ6月ころにすぐ補正できないのかという、(「いやいや、いや、なぜこれにも出てこないのかということです」の声あり)2月に補正しています。11月ですと、11月の確定申告の集計、もうそれも12月には間に合わないと、こちらの方も補正はしたいのですが、12月は期日的に難しい。それで、例年行っているのは2月ということでございます。

法人市民税も、先ほど議員からお話がありましたが、通常は、4 月から 11 月までの収納の 実績を確認し、12 月以降 3 月分までを推計して、2 月で補正しているということでござい ます。

そういう理由で、6月に入ったから、すぐ補正ということでも、すぐ補正しますと、それ以降の法人市民税の動向というのは見きわめ切れないところがございます。それで2月、まあ11月の中間申告が終われば、残り12月、1月、2月、3月ということで、大きな動きもないだろうというふうには見ておりますが、ただ、今現在のこの経済情勢を見ますと、本当に残りの6カ月、どのような格好になるのかわからないということで、6月の申告状況を見まして、2月に補正をしたいというところでございます。

○藤原委員

従来2月に補正をやっていたから2月にするのだと、もう理由はそれしかないですね。ただ、私は、ちょっとやはり交付税の計上の仕方と比べると疑問が残るのです。

法人市民税、平成 18 年度、19 年度の決算数値、20 年度の予算数値、手元にありますか。 なければ私、紹介します。言ってもいいのですけれども。

○坂内市民経済部長

決算数値は持ってございません。

○藤原委員

これ決算資料のコピーですから、信用してください。平成 18 年度の法人市民税は、決算数値で 5 億 8,908 万 8,359 円です。約 5 億 9,000 万円というところです。それから 19 年度の法人市民税の決算数値が 5 億 4,325 万 3,228 円ということになっています。

ことしの予算数値はどうなのかというと、5億4,309万円というふうになっています。

要するに、5億円の半ばから5億円の後半ぐらいの数なのです、法人市民税が。この法人市 民税の中には、均等割があります。それから法人税割があります。今度入ったのは法人税 割です。

ですから、どう考えても、普段 5 億円内外しか入ってこないのに、6 億円金が入ってきて、補正できないというのは、私はどう考えてもおかしいと思うのです。この 5 億何千万円というのは、全くゼロになるというのは考えられないでしょう。ですから、私は、2 月にいつもやっているので 2 月だ、といえばそうなのですけれども、この年額の法人市民税に匹敵する額が 6 月に入ってきたのに、いまだに補正していないというのはどうも腑に落ちないのですけれども。額が微妙だったら、それは 11 月の中間の決算を見て、2 月にやるというのでしたらそれはわかります。ですけれども、年間の法人市民税に匹敵する額が入ってきたのに、なぜ補正を計上しないのかというのがやはり私は疑問なのです。

○坂内市民経済部長

補正の場合、収入金があったから、はい、それではすぐ補正ということになりますと、ちょっと景気がずれますと、また補正減と、またちょっとふえれば増というふうな補正の仕方はしてございません。これは委員もよく御理解されているわけでございますけれども、ですから、通常、うちの方で補正に上げる場合は、4月から11月を見て、早くとも2月補正になるというところでございます。

○藤原委員

そうやって突っ張るわけですけれども、私は、やはり額の問題もあるのだと思うのです。 年間の法人市民税に匹敵する額が入ってきたのですよ。ですから、4 月から 11 月を見ない とと、私はこれはそういう次元ではないと思うのです。

こんなことで余り時間をとりたくないので、もう少し考えてみてください、この点については。6億円ですから、6億円。

それから、もう一つ、6 億円来たからといって、喜んでばかりいられないと。そのうちの 2 億円を、決算のときに、もう世界的な大不況になりつつあるので、その 2 億円を丸々返さなければいけないかもしれません。それから、4 億円が来たからといって、4 億円が丸々入ったといって喜んでいるわけにもいかない。交付税が減らされますね。

この4億円という確定の額に対して、あるいは6億円という額に対して、その地方交付税の基準財政収入額にはどういうふうに反映されるのかと。それは恐らく平成20年度分については、もう既に確定して来ているわけですから、恐らく来年のに反映するのではないかと思うのですが、その辺の仕組みはどういうふうになっているのかということですけれども、いかがですか。

○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

法人市民税の地方交付税への算入のされ方でございますが、基準財政収入額に算入されます。基本的に、法人税の75%が基準財政収入額として算入されることになります。

その算入のされ方でございますが、例えばことし、今年度入った税収につきましては、来年度の基準財政収入額の算定の基礎になります。法人市民税のその年度の基準財政収入額の算定のされ方ですが、実額ではございませんで、前年度の、結局、地方交付税の算定の時期が年度当初になります。6月から7月にかけて計算されることになります。その時点では、その年度の法人市民税はまだ収入が確定しておりません。したがいまして、前年度の収入実績をもとに、全国で統一の伸び率、これは総務省で基準で決めてこられますが、伸び率をもとに、推計の税収額として見積もることになります。

実際に算入された額と実際に収入があった額、ここに開きが当然出てまいります。その差額については、3年間で精算をすると、そういう制度になっております。

したがいまして、今年度歳入される額については、来年度以降の交付税に影響が出てくる というふうに考えております。

○藤原委員

ですから、この地方交付税の仕組みとかよくわかっている人からすると、「4億円入った、6億円入った。ああよかった、よかった」というふうに単純には考えないのです。2億円は返さなければいけなくなるかもしれないと。4億円については、来年、その基準財政収入額に計上されて、75%分は交付税から、収入額に計上されるということは、それを引かれるということです。そういう仕組みをきちんと説明すれば、金が入った、入ったで喜んでいる人はいなくなるのです。

ですから、私は何も、例えば先ほど質問したときに、なかなか言いにくそうに言っているのです。「ソニーから金が入りました」と、あっ、言ってしまいましたが、「大手電機メーカーから金が入りました」と、言いにくそうに言っているのです。ですけれども、私は、こういう地方交付税の仕組みなどからして、何もそれは財源として隠しておきたいというような意思が働いているかどうかわかりませんけれども、そういうことは全然考えないで、そういう仕組みになっているのですから、やはりそれは、よかったことはよかったと喜ぶし、しかし、制度を冷静に考えて、しかし来年の予算は厳しいというふうにすればいいわけなのであって、なぜ6月に入ったものをいまだに計上しないのかというのは、やはり不思議なのです。少し会場は暑いですけれども、頭を冷やして考えてください。

○小嶋委員長

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○小嶋委員長

以上で歳入の質疑を終結いたします。

● 歳出質疑

○小嶋委員長

次に、歳出の質疑を行います。

○吉田委員

29ページ、2点伺います。

一つは、弁護士業務委託の関係、もう一つは、一本柳地区工業団地造成事業にかかわることであります。

最初の、弁護士業務委託の関係については、先ほど来説明がありましたけれども、北駅株式会社に対することのようでありますが、これについての扱いについては、係争中ですから、内容については問いませんが、双方の主張は、違法であるか、合法であるかということに尽きるのだと思います。

そこで伺いますが、提訴された、訴えられた月日、また、審理の経過、日程的なことで結構です、内容については伺いません。そして、あわせて判決等の言い渡しの期日等が、結審になっていれば御紹介いただきたいと思います。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

お答えいたします。

今回の公金違法支出損害賠償請求事件のことでございますが、これは平成20年9月4日付で、仙台地方裁判所の方に訴状が届けられております。

これを受けまして、本市としましては、弁護士さんを頼みまして、今、係争中でございますが、第1回の口頭弁論の日が平成20年10月20日、午前10時から仙台地方裁判所第308号法廷で第1回目の口頭弁論が終わってございます。今回は、この第1回で弁論を終結する旨、決定してございます。

それを受けまして、今月の 12 月 22 日、月曜日でございますが、午後から判決の言い渡し期日がということで、今、スケジュールがなってございます。

○吉田委員

この間におけるこの裁判の期日は、準備書面等のやり取りを含めて何回あったのでしょうか。そのうちの口頭弁論は1回であったということのようでありますけれども、御紹介願います。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

市としては、訴訟を受けまして、当然、代理人を、弁護士さんを選定しまして、10月20日のこの第1回口頭弁論に備えまして、今回受任してもらいました弁護士さんの方から答弁書を提出してございます。

その答弁書の提出が、10月 10日に訴訟代理人の方から裁判所の方に答弁書を提出してございまして、これ1回で済んでございます。

○吉田委員

わかりました。

次に、一本柳地区工業団地造成事業に関することでありますが、基本計画策定の基礎とされる業務の委託とのことでありましたが、そうすると、それは、ここに書いてあるとおり、 概略事業化検討ということでありますが、内容的に言えば、事業の方法、方式等も含む内容になるのかどうかについて御説明願います。

○鈴木市長公室長補佐(プロジェクト推進担当)

お答え申し上げます。

さきの説明会でも御報告申しましたが、例えば事業主体にしても、多賀城市が直営でやる場合ですとか、区画整理をやる場合、あるいは来ていただける企業が直接買収する場合という、さまざまな手法がございます。その辺の手法のよしあしを検討するというのも当然必要になっていますし、それから、採算性が合うのかどうか、今のところ、私ども事務方サイドでのシミュレーションでございますけれども、ある程度知識を持った、いわゆるプロフェッショナルの方に、これまでの費用、ほかの場所での費用等を参酌していただきながら、算定していただくということを、今検討しているところでございます。

○吉田委員

そうすると、あとはちょっと工程的なことを伺いますが、この委託については年度内に定められて、それを受けて、基本計画の策定は翌年度に及ぶというような判断をされているのかどうか。また、別な取り組みがあるのかどうか御説明願います。

○鈴木市長公室長補佐(プロジェクト推進担当)

これからの予定なのですけれども、今年度中に概略の委託をして、平成 21 年度につきましては、まずその基本設計まで至りませんで、いわゆるその線引きの見直しについて精力を傾けるということで、あと、もう一つは、測量調査をするということを今予定しているところでございます。

まだ新年度予算が固まってございませんけれども、今のところの要望としては、測量調査 ですとか、地質調査ということで、基本設計に入るその前の基礎的な調査をしたいという ふうに考えております。

○吉田委員

そうすると、それは平成 21 年度の事業として、いわゆる線引き見直しとか測量とか、地質の調査等をやって、基本計画の策定はその後に当然なるわけでありますが、工程的に言えば、それは 21 年度中にも作業に取りかかれる見通しの判断でおられるのか、また、後年度以降になるのかについての考え方について御説明いただきます。

鈴木市長公室長補佐(プロジェクト推進担当)

今の予定では、基本設計は平成 22 年度を予定してございます。なぜ 1 年あいたかといいますと、やはり事業手法の問題があろうかというふうに考えております。21 年度におきまして、地権者の皆様方と十分なる話し合いを持ちまして、事業手法の方を確定してから、基本設計というふうに考えてございます。

○吉田委員

最後に伺います。極めてこういう大事な概略事業化検討の委託でありますが、言うならば、 先ほどもお話しありましたとおり、事業主体をどうするのかというようなことで、そのよ しあし、それぞれの方式について検討されるというのがかなり大きなウエートを占めます ね。

それで、あわせて、当然、それと一体のものでありますけれども、採算性ペース、そういうことが一つのものとして、大方の方向が示される内容であるということでありますけれども、これは専門家にその整備方針を委託するということでありますが、どういう期間になる考えでしょうか。いわゆる性格ですが、団体名まではまだ差し支えあると思いますから、どういう性格の団体なのか御紹介願います。

○鈴木市長公室長補佐(プロジェクト推進担当)

お願いしようとしているのは、いわゆる開発のコンサルティングをしている会社ということで、いわゆる区画整理事業にたけている会社ですとか、あるいはこういうプランニングにたけている会社、それらを選定いたしまして、委託をしようというふうに考えてございます。

○佐藤委員

資料 1 の 29 ページなのですが、一本柳工業団地のところで、一般質問にも出しましたけれども、お伺いをしておきます。

この構想ができたのはことしの初め、予算委員会でしたか、何かその前から、市長は公約で持ってらしたと思うのですけれども、知事と、何かどこかで、「工業団地が足りないからよろしく頼むよ」と言われたというようなお話を、予算委員会でしたかの中で聞いた覚えがあって、そのときに、えっと思ったのです。どこが足りないのだというふうに思ったのですけれども、この間、公室の説明会のときには、いろいろ元気よく、公室は計画を立てた部分ですから、元気よくお話をしていましたけれども、市長の思いをお聞きしたときに、とても元気がないなというふうに私は不安を覚えたのですけれども、その足りないと言われている工業団地の、県内全部のすべての資料を、できれば提出していただき、皆さんにも見ていただきたいと思いますし、いただければというふうに思うのですがいかがでしょうか。

○伊藤市長公室長

県内の全体の工業団地の資料と言われますと、少々時間がちょっとかかるのかなというふうに、現在着手しているとか、現在も工業団地化している一覧表はございますけれども、今後どのような展開になるかという資料まではちょっとつかめないので、ある期間を決めて、この時点でという資料ならば、ちょっとお時間をいただければお出しできるのかというように考えてございます。

○佐藤委員

近くは大和町から石巻から、仙台港背後地からいろいろあるのですが、今持ってらっしゃる資料で、どの程度団地が整備されていて、どの程度売れているのか、売却されているのか、要するに張りつくのかというところも含めて、手持ちの資料で構いませんので、ぜひ私どもに寄せていただければというふうに思います。いつごろできますか。

○伊藤市長公室長

現在県がまとめている資料であれば、午後からでもお渡しできるかもしれません。現在の 県の、それもいつ現在なのかちょっと確認はしていませんけれども、今ある県の資料であ れば、お出しできるかとこのように考えてございます。

○佐藤委員

お昼休みに休まないで作業するのも気の毒ですので、しっかり休んでいただいて、きょうの帰りぐらいまでには、できれば届けていただきたい。できなかったら……(「質疑には使わないのですか」の声あり)質疑といいますか、一般質問で使いたいと思いまして。だめですか。だめなことを言ってしまったようで、失礼しました。今、手持ちの資料の中で出すというのは、いや、皆さんの休みはきちんと取っていただかないと困りますから。よろしくお願いいたします。

それと、もう一つ、こういうことを決めるときには、行政アドバイザーか経営アドバイザーでしたか、いますね。そういう方たちの意見は聞くのですか。

○伊藤市長公室長

もっと早い時期に、財政経営アドバイザーの御意見をお伺いしようとしましたけれども、 若干ちょっと都合がつかないということもありまして、今月の17日に、その辺のアドバイ ザーのお話を伺うという予定でございます。

○佐藤委員

その方が、もし皆さんと反対の意見を出したらどうなるのですか。

○伊藤市長公室長

進める方向でアドバイスをいただければと、このように考えてございます。

○佐藤委員

私、むだな質問かと思いながら、あえてやったのです。皆さん方でお願いしたアドバイザーですから、皆さん方の意向に反するようなアドバイスは多分しまいというふうに思っているのですけれども、しかし、一般の、本当に普通の市中で暮らす市民の皆さんたちでさえ、先行き、市長は10年先を見通してとおっしゃいましたけれども、それも本当に全く予測がつかないという状況の中で、いかがなものかというようなお仕事の中身で、あちこち気をつけてやれというようなアドバイスをするかどうか、アドバイザーの方の気持ちはちょっとしんしゃくできませんけれども、危険なかけだなというふうに、今、一般質問でもやりますけれども、どうぞ、そういう意味では、資料をちゃんと出してください。よろしくお願いいたします。

○小嶋委員長

ほかにありますか。

ここで昼の休憩に入ります。再開は1時です。

午前 11 時 57 分 休憩

午後 0時59分 開議

○小嶋委員長

再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○佐藤委員

資料を早速いただきましてありがとうございます。これを議員の皆さんで見ていただいて、それぞれ判断の材料にしていただければという思いで要求したのですが、早速いただきましてありがとうございます。

これ、ちょっと確認したいのですが、総合面積の隣に分譲面積とありますけれども、これは売れた面積のことですか。

○鈴木市長公室長補佐(プロジェクト推進担当)

それではお答え申し上げます。

この分譲面積は、今現在といいますか、平成20年2月1日現在で売れ残っている面積でございます。 売れ残りの面積。 これから分譲する面積でございます。 分譲面積というのは。

2月以降、セントラル自動車等も進出しておりますので、この数値はまだ小さくなっているというふうに理解しております。

○佐藤委員

そうすると、売れ残っている面積、そうすると、総面積から分譲面積を引いた残った土地 は、売れたということですか。

○鈴木市長公室長補佐(プロジェクト推進担当)

今の御質問のとおりでございますけれども、例えば9番目に、仙台泉インターシティがございます。用地の総面積が42ヘクタールでございますけれども、分譲されて、もう売れているのが40ヘクタール、残り2.7ヘクタールがまだ売れていないで、これから買い主を探すという状況でございます。

○金野委員

63ページの、中央公園整備事業と、それから天真小学校と第二中学校の地震補強設計事業にかかわることを御質問します。

まず最初、63ページの、中央公園整備事業費(単独事業)で 600万円、これはどのような計画なのか御説明をお願いします。

○佐藤道路公園課長

中央公園整備事業の単独事業 600 万円ということで、この事業の内容でございますけれども、今現在、市道水の入線と、西側にある野球場の間にこのサッカー場がございます。それで、そのサッカー場を、今度は指定管理に出している多目的にも使えるサッカーグラウンド場、東側の方にございますけれども、そのサッカーグラウンドの水路を挟んで西側で、JR からも影響のない場所に、今回グラウンドをつくりたいとそのように考えております。

ここは少年サッカーやグラウンドゴルフにも使えるのではないかと考えておりまして、今まで、先ほど言いましたように、市道水の入線の西側に位置していたものですから、例えば東側の方の駐車場から市道を横断して、西側のグラウンドで子供たちがプレーをしていたのです。それで、玉川岩切線が来年4月に開通になれば、市道水の入線の車両も当然多くなりまして、横断するのにも危険を伴うということもございまして、東側にサッカー場を今度移動することによりまして、それらの危険も回避できるものと考えております。

また、グラウンドゴルフにも使用しておりますので、高齢者の横断も防止できると、そのように考えております。

○金野委員

概略わかったのですけれども、現在あそこにあるときは、今までボールは、線路へ出たとか、塀を越えたとか、それを西側から東側に移動して、そして新しくグラウンドゴルフとか青少年健全育成に使うというような趣旨で、この工事をやられると。

そして、試合のとき、この前見に行ったときはサッカーをやっていて、このウォーミング アップのようなのは、そこの今までのところではできるのですか、これを計画すると。そ の辺はどうなっているのでしょうか。試合前、子供たちが、次の試合のために練習します ね。そのとき、アップのところは小さな小規模のようなものは、この西側の方でできるよ うな想定になっているのか。

○佐藤道路公園課長

今回、西側といいますか、西側のグラウンドの方は、簡略にできないと。危なくて、そこについては、玉川岩切線が開通になりまして、そこでプレーすると、当然そのフェンスなどを飛び越えて、走行している車両などにも飛び越えていくと、ぶつかるという可能性もありますので、西側の今現在使用しているサッカー場については、使わないような形にしたいと思います。

○金野委員

わかりました。

2点目ですが、第二中学校と天真小学校の地震補強設計について、私も、今度は第二中学校の地震対策で、非構造部ですか、非構造部というのは、主に天井とかガラスとかそういうものですが、これも取り入れての設計なのか、お伺いしたいと思います。

○鈴木教育部次長(兼)教育総務課長

そうでございます。現在、構造体、いわゆる耐震補強の設計が、間もなく天真小学校の方は終わるというふうなことでございますので、引き続き大規模改修分、例えば屋上のフェンスの撤去であるとか、例えば教室の床、天井、そういったものの張りかえ、耐震ガラス、いわゆる強化ガラスの交換、そういったものが大規模改修の内容になってまいります。

ですから、そういったものの設計を今回計画をすると、そういうことでございます。

○昌浦委員

私は、三つお聞きしたいと思います。

一つは、電子計算費に関係する分、資料1の28、29ページ。それから、ちょっと聞きたいということで、その同じページの、プロジェクト事業化に要する経費も触れたいと思います。そして最後は、67ページの、防災無線に関してということです。

では、まずもって、順繰りに上からいきます。

プロジェクト事業化に要する経費の中で、委託料が98万7,000円ということで、御説明を聞いていると、専門家に委託し、手法のよしあし、将来性の検討というそういう説明なのですけれども、これは順序が違うのではないかと私は思うのです。我々の説明会があったときには、もう、ある一定の方向性が示されたと理解しておったわけです。しかしなが

ら、きょうのこの説明によると、これから専門家に委託して、手法のよしあしを決める云々と、一体これはどういう経緯があったのか、その辺、矛盾があるかどうか、もう一度、具体的に御説明いただきたいと思います。

○鈴木市長公室長補佐(プロジェクト推進担当)

お答え申し上げます。

説明会の中では、手法につきまして、区画整理事業もありますと、市直営もありますというお話をしております。ですから、その辺の事業主体として何が適切なのか、何が問題点になるのかということを、もう少し専門的な意見を取り入れて、最終的な判断をするということで、基本的には、市の方針として工業団地化に進むというのは決まっておりますけれども、その具体的な手法について、もう一度確認をするという作業でございます。

○昌浦委員

わかりました。市としては、これを進めていくのだという方向に変わりはないということなのでしょうけれども、そこでなのですけれども、将来性の検討、これは、一本柳地区工業団地造成事業、これはもうお考えになっているのであって、一体何の将来性をお考えになるのか、これはもっとつまびらかに教えていただきたいと思います。

○鈴木市長公室長補佐(プロジェクト推進担当)

将来性と申しますのは、これまで長期総合計画でも、工業団地化というのは多賀城市では明確にしておりませんので、ここで一大転換をして、工業団地化をするのだということでの将来性ということでございます。

今のところ、とりあえずは一本柳地区ということに限定して、事業が成り立つかどうかというような検討も含めまして、今回お願いするというものでございます。

○昌浦委員

一本柳地区のほかにも、今、ここに手元に資料を持っておりませんが、隣接するところに 二つ地区があったわけでございます。どうせお願いするのであれば、言葉じりをとらえた わけではございませんけれども、一本柳地区ではなくて、他の二つに関しても、将来性を 見越すのであれば、お願いしてもよかったのではないかと思うのですけれども、その辺は どうなのでしょうか。

○鈴木市長公室長補佐(プロジェクト推進担当)

今回の面積の考え方につきましては、基本的に、環境アセスメントの問題があるであろうということがございまして、20 ヘクタール以下におさめるべきだという意見と、それともう一つ、やはり対応する地権者の問題がございまして、なるべく小さい方が時間的にも少ないということで、今回、16 ヘクタールということで考えてございますけれども、ひょっとすれば、実は来週の 15 日、地権者の皆さんに御説明をするのですけれども、その辺、まず第 1 点は、地権者の皆さんがどう考えているのかというのも、非常に大きなポイントでございますので、そういうことも十分加味しながら判断していかざるを得ないのかというふうに思ってございます。

○昌浦委員

今議会の一般質問にもこの件が出ておりますので、この辺で質問をやめておこうとは思うのですけれども、何か、私からすると、誤解をした私が悪いのか、後先になっているよう

な感じがしてならなかったものですから、今ちょっとそのお考えを聞いた次第でございます。

同じく、同じページで、委託料、インターネット関連機器更新等業務委託料と、 189 万円ですか、これは何か御説明では、総合行政ネットワーク、全国の自治体をということなのですけれども、まずもってこの LGWAN、これを導入することは、本市においてどういうふうなメリットというのがあるのかということ。

それから、もう1点、このいわゆるLGWANを、全国自治体は、ある程度時期を同じくして、全整備する予定なのだろうと推測するところでございますが、その辺を具体的にお教えいただきたいと思います。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

お答えいたします。

1 点目の、その LGWAN をなぜ導入するのだということだと思うのですけれども、実は、これにつきましては、平成 15 年 10 月から既にそういうように稼働してきてございます。これは財団法人地方自治情報センターというところが、全国の都道府県それから市町村を結んでいる情報ネットワークでございますが、そういうように 15 年 10 月から導入してございまして、今回、これは 5 年ごとの更新等が義務づけられてございます。それに伴って、今回業務委託をしまして、関連するその機器等については業務委託、それからあと本体については、5 年間の債務負担行為をとって導入するということでございます。

それから、では、実際にどのような稼働をやっているのだということだと思うのですけれども、現在これを使ってのサービスは、一つは、公的個人認証、要するに、間もなく確定申告時期を迎えるわけでございますが、例えば、家庭にいて、自分のパソコンで確定申告をする場合に、その公的個人認証の登録が必要でございます。これは、現在市内で 340 件ほど登録されている方がございます。

それから、あと、年1回の財務統計の決算統計関係、それから水道統計関係のオンラインで国の方に報告をしてございます。

それから、あと、来年1月からでございますが、個人住民税の公的年金からの特別徴収業務が始まります。これもこの LGWAN システムを使って業務を行うことになってございます。

○昌浦委員

わかりました。LGWAN はもう5年前から導入されているのだということがわかりました。

それで、ちょうど昨年、同じこの補正予算特別委員会におきまして、市民課の窓口業務とか税務課の所得情報、同じく税務課の控除の情報、同じく税務課の税額の情報などを、昭和61年に開発した画面を使って確認しているということですね。時の担当者でございました内海啓二総務部次長兼総務課長、格調高く、英語で「レガシーシステム」と御説明をいただいたのですけれども、訳までつけていただきまして、遺産のシステムであると。

ちなみに、この昭和 61 年の画面を、ことしもよもやお使いではないでしょうか、どうなのですか。使ってらっしゃるのでしょうか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

お答えいたします。

市民課の窓口で使っているそのシステムでございますが、システム全体は確かに昭和 61 年に開発したものをそのまま継続してございます。ただ、端末本体は、パソコン本体は何回か更新してございますが、今そういう現状ではございます。

ただ、今回、これらを受けまして、将来のその少数制の職員による、質の高い行政サービスを提供するという観点から、今、すべての情報システムの再構築を考えてございます。

例えば、住民情報系のそのシステム、住民記録だけではなくて、例えば税情報、それから 収納関係、それからあと内部情報関係についても、今現在は一つの大きいサーバーを使って運用してございます。これらを、将来的には総合型のパッケージシステム、要するに、サーバーを使わない、クライアントサーバーでございますが、それに切りかえていこうということで、今現在作業を進めてございまして、この住民記録関係の住民情報系につきましては、平成 22 年 10 月の稼働を目指しまして、現在内部で調整を行っている状況でございまして、いずれこれが正式に決まりましたら、議会の皆さんに説明する機会があるのかと思ってございます。

○昌浦委員

わかりました。いわば職員の方たちの仕事の環境をよくしていって、効率のよい仕事ができるようにするというのが、確かに LGWAN も大事でしょうけれども、そういうことに意を強くして進めていくということが必要ではないのかと、私は思ったものですから、あえてこの機にこのことをお聞きしたわけです。

確認の意味でもう 1 点お聞きしたいと思うのですが、昨年 12 月 7 日に、いみじくもこのような御答弁があったのです。いわゆる、「マウスなどを使うことができないのです」と、今稼働しているのはそういう画面を使っている云々というような話が、実はこれ、コピーをとってきたのですけれども、おっしゃっているのです、御答弁の中で。

ですから、当然、その平成 22 年 10 月稼働のものは、よその自治体もうらやむような最新鋭の環境システムになさる御予定なのかどうかだけ、ちょっとおわかりになる範囲でお答えいただきたいと思います。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

当然、その窓口等につきましては、将来のワンストップサービスですか、そういう総合窓口なども視野に入れまして、その辺の使いやすさの点は、もう最重要課題として、我々は今、この辺を検討しながらやっている状況でございます。

○昌浦委員

「史都 多賀城」であっても、レガシーシステムなどと言われるようなものは、早目に更新していただきたいと、強く思うところでございます。

それでは、67ページの、防災無線、御説明では、備品購入費におきまして、発電機と防災行政無線を御購入なさるという御説明をいただきました。

それを確認したいのですけれども、私の一般質問にもかかわることなのですが、いわゆるこの防災行政無線、何メガヘルツで、これデジタルではないはずですね。ですから、例えば、西暦で言えば 2016 年、年号で言えば平成 28 年においては、この無線機は使用不可能になるのではないかと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょうか。

○伊藤交通防災課長

ただいまの無線機の設置でございますが、まず、現在使用しておりますのはアナログのシステムでございます。デジタルではございません。

それから、もう1点の、何メガヘルツかというふうなことでございますけれども、固定通信系としまして同報系でございますが、60メガヘルツ帯というようなことでございます。

それから、平成 28 年のデジタル化ということにつきましては、消防庁の方で、国の方で既に決定している事項でございます。デジタル化の移行については。

○昌浦委員

3点目なのですけれども、いわゆる60メガヘルツ帯だということは、デジタル化されても、いわゆる260メガヘルツ帯でやる消防無線等とは同調しないのだということはわかったのですけれども、そういうことで、いずれにしろ、そのいわゆるデジタル化になっても、この無線は、それ以降もずうっと使っていけるのだということを確認して、終わりたいと思うのですが、どうですか。

○伊藤交通防災課長

現在のは、ただいま申し上げましたとおりアナログで受信するシステムでございますので、そういった現場で使うそういった移動系の無線等についても、すべて更新になるという、(「更新ですか」の声あり)はい。聞こえない……(「使えるのですね」の声あり)現在の機器、ワット数が 10 ワットと 5 ワットでございまして、それで傍受することはできないというやには聞いておりますけれども。

○昌浦委員

わかりました。

質問を変えましょう。いわゆる消防無線と同じ周波数帯ではないので、平成 28 年度のいわゆる国の基準とはまるきり違うので、これを購入しても、機器さえよければ、ずうっと使っていける代物なのですねと聞いたので、それがいいか悪いかだけ。

なぜ聞いたかといいますと、本来的には、もし一朝事あったときに、例えば全国の消防などが多賀城に救援に来たとします。そのときに、できれば 60 キロメガヘルツ帯の、こういうアナログではなくて、デジタルの方であれば、即応性というか、速報性と言ったらいいのでしょうか、ができるのではないかという観点から、ちょっとるる質問したわけなのですが、今回この御購入のものは、それとはまた別個に、こちらで独自に使っていく代物なのだということだけ確認したいのですがどうでしょう。

○伊藤交通防災課長

ただいまお話のとおりでございます。

なお、ただいま昌浦委員の御質問で、私、消防緊急無線のデジタル化、国の方で、消防庁の方で定めたと、リミット、期限が平成 28 年 5 月 31 日だと、そのとおり御理解していただきたいと存じます。

○相澤委員

資料 2 の 12 ページのところでお聞きいたします。外国語活動指導支援業務委託、債務負担 行為のところで説明がありましたけれども、要するに、来年度から小学校に ALT を入れる という御説明があったと思うのですが、具体的に何年生で、週何時間ぐらいで、どのよう なことを想定しているか、教えていただきたいと思います。

○小畑学校教育課長

小学校 5、6 年で、週 35 時間でございます。それで、来年度の 5、6 年の対象学級は 40 学級でございます。

○相澤委員

週35時間というのは、1人が受ける時間なのですか。その辺ちょっと。

○小畑学校教育課長

35 時間というのは、正確に言うとコマ数でございます。35 回、年間行うということでございます。1 クラスで 35 コマ数の時数をやるということでございます。

○根本委員

資料 1 の 29 ページ、19 節負担金,補助及び交付金ということで、先ほど吉田委員の質問に、内容については回答ありました。ここに弁護士業務委託料 60 万円計上されておりますけれども、まず、この弁護士は市の顧問弁護士でしょうか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

お答えいたします。

今回のこの訴訟でございますが、当然、その訴訟が起きたときに、我々としては、まずは顧問弁護士さんの方に御相談に行きました。今回は9月14日に行きまして、顧問弁護士さんの方に、こういう事案が出ましたということで御相談をしまして、結果としましては、今回は顧問弁護士以外の弁護士さんを、多賀城市の代理人として対応しております。

○根本委員

今までの流れからすると、顧問弁護士さんに相談して、事件あるごとにまたお願いをして、 このように報酬を払うと、こういう流れだったのですけれども、今回はなぜ顧問弁護士以 外の弁護士にお願いしたのか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

お答えいたします。

今回の訴訟につきましては、訴訟内容が、現職の市長に対し、市に損害賠償金を支払うよう求める訴えでございます。当然、その原告の住民は、機関としての、要するに多賀城市長が、その権限を用いて行った今回の出資に係る損害賠償金を、市長個人に支払わせるよう求めている内容でございます。

一方、今回訴えられました機関としての市長は、当然その市の利益のために行った出資が、違法なものではないことを主張して、原告と争うことになります。

そうすると、現在多賀城市の顧問弁護士である弁護士が、今回のその多賀城市長の訴訟代理人として訴訟活動を行うことにつきましては、利益に相反する、双反するということが生じるということの説明で、今回は弁護士倫理に反する結果となるということから、別な弁護士さんの方にお願いしたという経緯がございます。

○根本委員

そういう事情ですね。私はまた、前回質問をしたときのように、それのベテランの方を弁護士さんに選んで、徐々にそういう顧問弁護士を廃止していこうという考え方に基づいて やったのかとこう思ったのですけれども、違いますね。わかりました。

それから、53ページ、塵芥収集に要する経費で、このたびの補正で73万9,000円が減額補正されております。これは執行残だということでございます。最近では燃油高騰ということが以前ありまして、最近、ガソリンあるいは軽油が非常に安くなってきたということがございますけれども、平成20年4月からは、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月ごろまでですか、ガソリンは180円台にもなったり、軽油も160円台になったという時期が、半年間ぐらいございました。非常にその委託を受けている業者も痛手をこうむっているのではないかとこう思うのです。

そういう限られた予算を、委託料で支払って、そういう原油高騰で非常に苦しい中にある と。この対策といいますか、それは何らかの、委託をしている会社に対して行ったのでし ょうか。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

この委託契約につきましては、年度当初1回の契約になってございます。

それで、燃油の高騰、現在は落ち着いてまいりましたけれども、燃油高騰に対しての何か あったのかということは、何もやっておりません。

○根本委員

一般的に考えますと、1年間の業務委託はこのぐらいありますと。それで精いっぱい、恐らく頑張ってらっしゃると思うのです。恐らく、年々、少しずつ、今の財政の厳しい折ですから、少しずつでも削減していって、その予算が決まると。その予算の中で、こういう原油高騰があっても、市の方では、そこまで負担することはないということの考えだと思うのです。

一般企業ですと、運送会社とか、そういうところも大変痛手をこうむっています。ただ、そういう業者は別な仕事も取り入れられる可能性があるのです。会社の利益のために。ところが、ここはどうかというと、恐らく市の委託で精いっぱい、そのために立ち上げた会社ですね。ですから、ほかの仕事ができる状況にはない、そういう委託先であると私は認識しているのです。

そうすると、こういうときに、まあ今後のこともありますから、市の考え方を聞きたいのですけれども、今後また燃油高騰があるかもしれない、あるいは意外なことがあるかもしれない、こういうときに、委託をお願いしている市としては、その辺の考え方はしっかりと今後持っていかなくてはいけないのではないかと考えますがいかがでしょうか。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

委員がおっしゃるとおりでございまして、燃油高騰ですか、こんなに急に上がるとは思っておりませんでしたので、これからどういった対応ができるかどうか、検討してまいりたいと思います。

○根本委員

今回、執行残で 73 万 9,000 円になっていますけれども、よく検討していただきたいとこう思います。

次に、67ページでございます。このたびは高橋地区のコミュニティセンター、そしてまた、 大きな災害のときのために、城南小学校にそれぞれ用意をするというお話でございました。

災害に遭ったときに、大規模な災害、小中学校ですね、それから、指定避難場所というのは、恐らく行政区ごとの集会所とかそのようになっていますけれども、細かくこのように住民の要望に沿って対応するということは、私は非常に大事なことだとこう思います。そういう意味で、今回の予算に関しては評価をしたいと思います。

このたびは、そういうことで、新田公民館から高橋のコミュニティセンターになったと。 そして住民の皆様の指定避難場所を設けたと、こういうことでございますね。

多賀城市全体に、このほかに、こういうふうにまだ、ちょっと大きな範囲で指定避難所を 設けて、もう少し検討する場所がある、あるいは大規模災害のときの小中学校の避難場所 にしても、もう少し小分けにした方がいいという、そういう箇所はございますか。

○伊藤交通防災課長

ただいまの御質問でございますが、今回、2 カ所増設しまして、現在 11 カ所から 13 カ所になるわけでありますが、この班につきましては 2 班、そういった見込みでは職員の非常配備体制も増設をいたしまして、平均しますと、世帯数から割り出したいわゆる現地班の範囲、1 人当たりの範囲等も、多少のばらつきはあるものの、おおむね解消されたのかとそのように担当では思っております。

○根本委員

わかりました。

最後に、ちょっと戻りますけれども、75ページ、埋蔵文化財調査センター費ということで、 先ほども議論がございました。80万円が県の支出金、財源の組み替えとなっております。

この件については、補助金アップのために、市長も、「市長会を通じて」ということがございました。そのほかにも、やはり議会としても、あるいは議長が取り組んだり、それぞれがそれぞれの立場で取り組んでやってきたという経緯がございます。

例えば、博物館に文教警察、総務警察でしたか、文教ですね、文教警察の常任委員会の県 議の皆さんをお呼びいたしまして、調査視察をしていただいて、市の実情をお話をしたと、 こういう経緯もございましたね。

それから、知事さんにも来ていただいて、現場を見ていただいて、しっかりと状況を、情勢を把握していただいたと、こういうこともございます。

そういうことからしますと、市長あるいは当局、担当課長、それぞれの部署で頑張ることもあります。それから、議会は議会で一生懸命努力できることもあると思います。そういう意味では、市長が例えば陳情、要望に行くときにも、議長と一緒に行くとか、あるいは議会の方にも、「ぜひこういうことで陳情してほしい」とか、「要望してほしい」とか、この問題は、当局だけではなくて、議会と当局が一体となって進めていかなければ、私はなかなか難しい問題ではないかと。財政という問題が絡んできますから、非常に難しいのではないかとこう思うのですが、その取り組み手法といいますか、私が今申し上げている内容で、一体となって推進することについていかがでしょうか。

○鈴木副市長

午前中の質疑の中でも御答弁申し上げましたけれども、もちろん我々は我々としてもやります。それから、もちろん議会の各議員方からのお力もいろいろおかりをして、これはいろいろな分野でいろいろな方向で取り組まないと、なかなか解決できないことだろうと思いますので、今お話しありましたようなことも十分踏まえて、我々でやるものはやるもの、お力を賜りたいときには、賜りたいということでお願い申し上げますので、その際はひとつ御協力賜りますようによろしくお願いしたいと思います。

○根本委員

私、大事なことは、今現在、こういうふうに県の財政が大変だから、こういう状態になっているということでは、これは皆さん理解できると思うのです。

ただ、物事を達成するときには、声を上げていくということが非常に大事だと思うのです。例えば国会議員にも事あるごとに言う、我々も言う、あるいは、もちろん国にも陳情して、要望しているのもわかります。 県にも要望しているのもわかります。 私たちも、そういういろいろな立場でそういう声を上げていく、そして、そういう中で、やはり多賀城市には予算をつけなければいけないという、そういうみんなで声を上げてやっていくということが、私は非常に大事だと思いますので、ぜひ今後とも、私どもも頑張っていきたいと思いますので、当局も御努力をお願いしたいと思います。

○雨森委員

資料1の67ページなのですが、災害対策に関することでお尋ねいたします。指定避難場所に関してでございますが、各行政区によってその避難場所というのが選別されているようであります。

これは、ある地域の方のお話であります。例えば大土手線に住まいしている住民の方の声でありますが、避難場所が市民会館であるということになっているようであります。裏側に多賀城小学校があるのです、道一つ挟んで。そのお家は非常にお年寄りも抱えていると。(「ちょっと、補正予算の問題ではないのではないですか」の声あり)いやいや、きょう、あれが出たでしょう、城南小学校の件を見ると。ですから、ちょっとその件で。ちょっと待ってください。

その避難場所の見直しといいますか、そういったことができるものかどうか、この際、ちょっとお尋ねしてみます。

○伊藤交通防災課長

大土手線と申しますと、新田中地区になろうかと思います。新田中地区につきましてはおっしゃるとおり指定してあるのが市の市民会館・文化センターということになります。

一方、その御指摘ありました多賀城小学校の方がより近いのではないかというようなことでございますが、災害時におきましては、いろいろ災害の種類、あるいは時間帯でもその対応がちょっとそういった境界が、同じ地区なりの境界境におられる方は、まず一義的には安全な場所に避難していただくと。そして災害が落ち着きましてから、いろいろな物資の配給、食料等々も含めてのそういった配給等々もありますものですから、その折には、安否の確認等も含めて、指定された避難所へ移ると、こういうことも可能でございますので、その辺は柔軟に対応していきたいとこのように思います。

○雨森委員

どうもありがとうございました。一応そういう方からの質問で、お年寄りを持って、非常に不安だということで声が出ておりましたので、その旨、そういう方々に御連絡申し上げます。

それから、また、そこだけではなしに、やはり多賀城市内にそういうところが、区画あると思うのです。そういった面も、行政の方でまたいろいろと違った形で御支援いただければ幸いかと思います。

○藤原委員

2点質問させていただきます。

一つは、63ページの、志引団地 13 号線ほか 2 路線云々というところです。説明の中で、フラット化というお話があったのですが、これは車道の面と歩道の面を同一の高さにするという意味でとってよろしいのですか。フラット化というのはどういう意味ですか。

○佐藤道路公園課長

フラット化といいますと、歩道の部分の高さは従来どおり変えないで、車道を約 15 センチほど上げることになります。それによりまして、宅地に出入りするのがしやすいということもございますし、また、あと、出入り口の部分に乗り入れの装置といいますか、材料をつけているのですが、その部分も取られて、今回、交通量がかなりふえますけれども、その辺で安全にもなるのではないかとそのように考えております。

○藤原委員

これはたしか10年ちょっと前に、あの皆さんから要望が出されて、お願いしていたもので、 忘れないでいていただいて感謝しています。

ただ、その反面、やはり交通量が飛躍的にふえると思うのです。今までは、東田中の一丁目、志引団地の西の奥の方は行きどまりになっていましたので、いわゆる通過交通というのは余りなかったのですが、今度はもう飛躍的にふえるだろうと。

当然、安全対策をかなり考えなければいけなくなるのではないかというふうに思うのですが、例えば、松本電機さん、あるいは銀のさらのところの交差点に信号が必要になるかもしれません。それから、フラット化にした場合に、出入りは簡単になるのですが、一方で、今度、車が家の方に、間違って、ハンドル操作を誤ってぶつかるなどということも考えられないこともないのですが、その点の安全対策は十分とっていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○佐藤道路公園課長

フラット化になりまして、なっても、結局、ブロックは高くなるのです。今までどおりの 高さよりも、フラット化をすることによりまして、車道と歩道が一体になって、歩車道境 界ブロックも上げます。当然上げていくものですから、車がハンドル操作を誤って、歩道 の方に乗り上げていくということはちょっと考えておりません。

信号につきましては、今度、亀喜寿司さんですか、あそこのところから南下して、ちょう ど丁字路になる部分ですが、あそこの部分については、状況によっては恐らく信号機が必要になるかと思いますけれども、それもちょっと状況を見て対応していきたいとそのよう に考えております。

○藤原委員

では、状況を見ながら判断するということで、よろしくお願いします。

それから、65ページの、連続立体交差事業費で、これは歳入で質疑をしましたように、起 債が認められて一般財源が減りました。

それで、これまで、時々連続立体交差事業事業費管理一覧というのをたまにもらっていまして、これまで幾ら使って、これからさらに幾らお金が必要なのかと、一般財源が幾らで、起債がどのぐらいだろうという一覧表をもらっていたのですが、現段階での一覧表をいただきたいのですが。今後どれだけ負担しなければいけないのかというのがちょっと見たいものですから、よろしくお願いします。

○鈴木多賀城駅周辺整備課長

今の御質問ですが、一覧表の方は用意させていただきたいと思いますが、今すぐには用意できませんので、後ほど用意させていただきます。

○小嶋委員長

ありませんね。

(「質疑なし」の声あり)

○小嶋委員長

それでは、交通防災課長から、先ほどの答弁に訂正がありますということで申し入れがありましたので、これを許します。

○伊藤交通防災課長

先ほど、昌浦委員から、今回購入いたします移動系の無線の周波数、私、60 メガヘルツと申し上げましたけれども、今回の 5 ワット、10 ワット、購入する無線機は、すべて移動系となりますので、固定系ではなくして移動系になりますので、したがいまして、 400 メガヘルツという周波数を使用する機材でございます。どうも済みませんでした。

○小嶋委員長

以上で歳出の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小嶋委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第65号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(举手全員)

○小嶋委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第66号 平成20年度多賀城市介護保険特別会計補正予算(第2号)

○小嶋委員長

次に、議案第66号 平成20年度多賀城市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

関係課長等から説明を求めます。

● 保険事業勘定歳入歳出説明

○永澤介護福祉課長

それでは、介護保険特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

資料1の90ページ、保険事業勘定をごらんください。

1款3項1目介護認定審査会費で122万6,000円の増額補正でございます。これは、認定審査会に要する経費でございますが、消防地区事務組合の経費にかかわります。

訪問調査結果登録項目の変更によるシステム改修に係る増が 687 万 3,000 円ございました。退職者再雇用による人件費の減等の減額する効果のあるものが 249 万 8,000 円ございました。差し引き 437 万 5,000 円が平成 20 年度で追加する 2 市 3 町の負担額でございます。そのうちの 122 万 6,000 円が多賀城市の負担分でございます。

次のページをお開き願います。

これは人件費ですので省略いたします。

歳出は以上でございます。

次に、歳入について説明いたしますので、88ページにお戻り願います。

7款1項1目一般会計繰入金で10万6,000円の減額補正でございます。

1の、職員給与等繰入金は11万 1,000円の増額補正でございます。

2の、事務費繰入金は21万7,000円の減額補正でございます。

9 款 3 項 3 目雑入で 144 万 3,000 円の増額補正でございます。これは平成 19 年度塩釜 地区消防事務組合負担金確定に伴う返還金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、84ページをお願いいたします。

あわせて、2、議会関係資料の13ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございますが、現在借り上げている公用自動車3台のうち2台が、来年5月末をもって借り上げ期間が満了することから、その新たな車両分の追加をお願いするものでございます。

以上で介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

○小嶋委員長

以上で説明が終わりました。

● 歳入歳出一括質疑

○小嶋委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○昌浦委員

歳出の方の負担金,補助及び交付金の、認定審査会に要する経費ということになっているのですけれども、この経費に関してではなくて、今、私ども一般質問で通告しておりますが、消防の広域化に関連して、現時点において確認しておきたいのですが、この県の構想では、塩釜地区と黒川地域、仙台市消防局の3本部統合案がありますね。もし統合という話で進んでいく中で、この介護認定審査会の今後、こういうことが何か具体的な話が、非公式であったにしても、あったのか否か。

また、2市3町の枠の中で、今後どうするというような話はあるのかどうかだけ確認しておきたいのですが。

○永澤介護福祉課長

確かに、この塩釜地区消防事務組合が今後どうなるかということで、この介護認定審査会は非常に大きな影響を受けます。ただ、私どもはまだ具体的な検討は行っておりません。

ただ、2 市 3 町でこの動向を見ていかなければならないということは、2 市 3 町の担当者レベルで既にそれは話し合いは始まっております。

○昌浦委員

仮に、仙台市消防局と統合になった場合に、いわゆる塩釜地区消防事務組合、ここにいわゆる介護が入っているわけですけれども、仮の話、これがやはり消防とそぐわないので云々となったときのためにも、いろいろ2市3町の枠の中で、今後どうするかということは、もうそろそろ検討していく時期におのずとなるのではないかと思うので、いざ、「だめですよ」などと言われないように、今後いろいろと今後のことに対して検討をしていってくださいと、要望にとどめておきたいと思います。

(「質疑なし」の声あり)

○小嶋委員長

ありませんね。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小嶋委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第66号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○小嶋委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで10分間の休憩を行います。再開は2時5分であります。よろしくお願いします。

午後1時54分 休憩

午後2時05分 開議

○小嶋委員長

再開いたします。

● 議案第67号 平成20年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○小嶋委員長

次に、議案第67号 平成20年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題 といたします。

- 歳入歳出説明
- ○小嶋委員長

関係部課長等から説明を求めます。

○櫻井下水道課長

それでは歳出の方から御説明申し上げます。

資料1の103ページをお開きください。

初めに、 103ページの1款1項1目一般管理費、 105ページの、1款2項1目雨水管理費、 107ページの、1款3項汚水管理につきましては、職員人件費に係る補正ですので省略させていただきます。

なお、2 目汚水管理費中、2 の、汚水処理に要する経費につきましては、当初において仙塩 流域下水道維持管理負担金返還金の充当を予定しておりましたが、精査により財源の組み 替えをお願いするものであります。

109 ページ、2 款 1 項 1 目公共下水道建設費につきましては、 807 万円の追加をお願いするものであります。

1の、公共下水道建設事業(単独)につきましては、769万 1,000円の追加をお願いするものでありますが、詳細には、13節委託料で雨水施設測量設計等業務委託料として、多賀城自衛隊駐屯地内の現在工事を進めている丸山雨水幹線の次年度工事費として、丸山公務員官舎付近までの区間について、耐震化を含む詳細設計委託費として350万円の追加をお願いするものであります。

汚水施設費用対効果分析検討業務委託料につきましては、執行残による減額でございます。

15 節工事請負費につきましては、 435 万円の追加をお願いするものであり、詳細には、雨水施設整備工事で現在工事を進めている大代 1-5 工区で、従来の管渠の水路をボックスカルバートの暗渠化にすることにより、今まで既設水路に直接流入されていた自衛隊敷地内の雨水が敷地内に滞留し、排水に支障を来すことから、集水桝等を設置するものと、陸上自衛隊多賀城駐屯地内の雨水工事のために借り受けている用地に、立木を植栽する必要が生じたことにより、 255 万円の追加をお願いするものであります。

また、汚水施設整備工事につきましては、栄一丁目地内の、道路用地として借用していた 財務局用地を返還することになり、当該地に埋設していた下水道管、汚水管を撤去する必要が生じたことにより、 180 万円の追加をお願いするものであります。

次に、2の、雨水施設整備に要する経費(防衛施設周辺整備事業分)につきましては、 100 万円の減額をお願いするものでありまして、地上権設定業務委託の執行が確定したことに 伴う減額でございます。

次に、3の、雨水施設整備に要する経費(浸水対策事業)につきましては、 137万 9,000 円の追加をお願いするものでありまして、詳細には、現在整備が進められている都市計画 道路玉川岩切線を横断する浮島雨水幹線の整備を、道路を整備している県に委託したことに伴い、事務費等の変更が生じたことによるものと、22 節補償,補填及び賠償金で、先ほど説明いたしました浮島雨水幹線整備に伴い、上水道配水管の移設が必要となったことにより、 412万 9,000 円の追加補正をお願いするものでございます。

次の、 111ページをお願いします。

3 款 1 項 1 目公債費で 4,198 万 1,000 円の減額補正をお願いするものであります。

まず、1の、借入金償還費(元金)につきましては、 1,519万 9,000円の追加をお願いするものでありまして、これは昨年度末に実施いたしました公的資金補償金免除繰上償還制度の活用による借りかえにより、借りかえ対象とした債務の償還方式が、従来は元利均等償還であったものを、元金均等償還の制度に借りかえたことによるものであります。

次に、2の、借入金償還費(利子)につきましては、 5,718 万円の減額をお願いするものでありまして、先ほど元金で御説明いたしました借りかえによって、利息の軽減効果が生じたことと、当初において、平成 19 年度中に借り入れを予定していたものの金利が確定したことによるものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

101ページにお戻りください。

6款1項1目一般会計繰入金につきましては、1億59万9,000円の減額をお願いするものであります。

主なものは、次に説明いたします仙塩流域下水道維持管理負担金返還金と、歳出で御説明いたしました、公的資金補償金免除繰上償還金制度活用による借りかえによる、今年度分の利息の軽減などによるものであります。

8款2項1目雑入につきましては、6,941万2,000円の追加をお願いするものであります。これは、平成12年度において発生した仙塩流域下水道における維持管理負担金の剰余金が、平成13年度から平成22年度までの10年間で返還されることになっているもので、今年度の返還額が確定されましたので追加補正を行うものであります。

続きまして、資料を説明させていただきます。資料2の14ページをごらんください。

下水道事業の元利償還金の雨水、汚水の内訳と、それに対する財源の内訳が当初予算に比べどう変わってきたかをあらわしたものでございます。

当初予算における元利償還金の合計額は、上段の表中、合計欄で、20億7,286万9,000円、これを賄う財源として、下水道使用料を4億711万8,000円、資本費平準化債を5億1,080万円、下水道事業債(特別措置分)を8,640万円充当し、最終的に一般会計繰入金は全体で10億6,855万1,000円としておりました。

これが今回の 2 号補正におきましては、元利償還金が、中段表中の合計欄で、 4,198 万 1,000 円減額の 20 億 3,088 万 8,000 円、これを賄う財源につきましては、下水道使用料が 1,153 万 9,000 円減額の 3 億 9,557 万 9,000 円、資本費平準化債が 1,850 万円増額の 5 億 2,930 万円、下水道事業債(特別措置分)が 40 万円増額の 8,680 万円となり、さらに、今回の補正による仙塩流域下水道維持管理負担金返還金の確定により 6,941 万 3,000 円新たに充当され、結果的に一般会計繰入金は、1 号補正及び 2 号補正により、1 億 1,875 万 5,000 円減額の 9 億 4,979 万 6,000 円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○小嶋委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○小嶋委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○藤原委員

資料 2 の 14 ページ、資料の提出をお願いしましたら、今回は黙っていても最初から出てまいりまして、お礼を申し上げたいと思います。

仙塩流域下水道維持管理負担金の返還金の 6,941 万 3,000 円ということで、当初予算ではゼロ計上していて、確定して、計上するというふうになっていますね。

平成 22 年度までこれが続くというのであれば、22 年度までは、当初予算である程度はわかるのではないかという感じがするのですが、その点はどうかということです。

それから、平成 23 年度以降については、このお金は全くゼロになってしまうのか。それとも、この間の収支のたまったものが、また 23 年度から精算処分されるのかということなのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○櫻井下水道課長

仙塩流域下水道維持管理負担金返還金につきましては、確定がしていないものですから、 1,000 円という形で予算は計上させていただいてございます。

確定した段階で、このように議会の方に報告させていただいている内容でございます。

あと、今現在、剰余金の(「23 年度以降の措置はどうなるか」の声あり)平成 23 年度以降の扱いなのですけれども、今現在残っている剰余金につきましては、先ほども申し上げましたように、22 年度までの精算という形でこれまで御説明させていただいておりますけ

れども、現在の料金というのは、平成 20 年度末の維持管理でございます。これらを県並びに流域下水道関連の市町村で、次期の料金改定の原資に使うべくということで、引き延ばしの考えで今、話がされていますけれども、まだ確定された内容には至っておりませんのが現状でございます。

○藤原委員

もう1点、それから、きょうの河北新報だったと思うのですけれども、流域下水道の最終処分場の管理を指定管理すると。ところが、指定管理すると、かえってコストが高くなってしまうと。それで、市町村からは、「なぜそんなことをやるのだ」という声が出ているという記事が出ていました。

私、それを読んだのですけれども、阿武隈何とかとか、北上川何とかとか出てくるのですけれども、仙塩流域下水道は何か記事の中には名前が出てこなかったような気がするのです。仙塩流域下水道については、その指定管理問題はどういうふうになっているのか、それから、多賀城市としてはどういう対応をしているのかということなのですけれどもいかがですか。

○櫻井下水道課長

きょう、新聞紙上に載りましたのは、名取と阿武隈流域とかそちらの方面の関係で、仙塩流域下水道につきましては、外部への指定管理者の公募はしてございません。流域下水道公社の方に今現在委託をしているというようなことで、ほかのところも下水道公社の方に委託はしておったのですけれども、今度から民間の方に公募を出したというような内容でございます。

○藤原委員

では確認ですが、いわゆる仙塩流域下水道については、指定管理の対象には今のところなっていないと、公社で引き続きやっていくのだというふうに理解していいのですか。

○櫻井下水道課長

指定管理者制度にはなっておりますけれども、下水道公社の方の随意契約で委託をお願いしていると。ほかのところは、下水道公社からさらに枠を広げて、一般公募も行ったということの内容でございます。

○藤原委員

いや、ですから、多賀城が入っている部分については、公社で引き続きやっていくのだということでいいのですね。

○櫻井下水道課長

現在のところそういう考え方でございます。

○小嶋委員長

ありませんね。

(「質疑なし」の声あり)

○小嶋委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小嶋委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第67号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○小嶋委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第68号 平成20年度多賀城市水道事業会計補正予算(第2号)

○小嶋委員長

次に、議案第68号 平成20年度多賀城市水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

- 収入支出説明
- ○小嶋委員長

関係部課長から説明を求めます。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

それでは、資料1の 113ページをお開き願いたいと思います。

平成20年度多賀城市水道事業会計補正予算(第2号)でございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量でございます。第2条第4号ア中、配水管整備事業2億859万4,000円に、人件費で1万9,000円増額し、2億861万3,000円に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出でございます。予算第3条中に定めた収益的支出の予定額 を次のとおり補正をお願いするものでございます。

1 款水道事業費用で 296 万 9,000 円を減額し、18 億 1,872 万 4,000 円とするものでございます。

1 項営業費用で、職員の人事異動に伴い 611 万 2,000 円を増額し、2 項の営業外費用で支払利息 908 万 1,000 円減額し、差し引き 296 万 9,000 円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第4条は、資本的収入及び支出でございます。第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額4億5,109万3,000円を15万3,000円減額し、4億5,194万円に、建設改良積立金1億7,481万6,000円を、15万3,000円を減額し、うち1億7,466万3,000円に改めるものでございます。

詳細については後ほど御説明いたします。

次に、114ページをお開きください。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。予算第9条第1号中、2億2,882万9,000円を600万6,000円を増額し、2億3,483万5,000円に改めるものでございます。人件費の増額でございます。

次に、117ページをお開きください。

補正予算説明書の収益的収入及び支出でございます。

支出について御説明申し上げます。

- 1款水道事業費用で 296万 9,000円の減額補正をお願いするものでございます。
- 1項1目原水及び浄水費で6万1,000円の増額補正でございますが、法定福利費で共済費負担率の増によるものでございます。
- 2 目配水費で 334 万円の増額補正でございます。給料で 85 万 1,000 円、手当で 173 万 6,000 円、法定福利費で 75 万 3,000 円の増額補正で、職員の人事異動等に伴うものでございます。
- 5 目業務費で 3 万 3,000 円の増額補正でございます。給料で 8 万 5,000 円、手当で 9 万 8,000 円の減額は、職員の人事異動に伴うものでございます。法定福利費で 21 万 6,000 円の増額補正は、共済費負担率の増によるものでございます。
- 次に、6 目総係費で 267 万 8,000 円の増額補正でございます。給料で 180 万 8,000 円の増額は、職員の人事異動に伴うものでございます。手当で 13 万 1,000 円の減額は、支給対象者の減によるものでございます。法定福利費で 100 万 1,000 円は、人事異動分と共済費負担率の増によるものでございます。
- 2 項 1 目支払利息で 908 万 1,000 円の減額補正でございます。公的資金補償金免除繰上 償還借換債利用による支払利息の減額でございます。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入から申し上げます。

- 1款資本的収入で 412万 9,000円の増額補正をお願いするものでございます。
- 1 款 5 項 1 目工事負担金の 412 万 9,000 円の増額補正は、浮島道路改良工事に伴う雨水管渠整備に係る水道管移設工事の工事負担金収入でございます。

次に、支出でございます。

- 1款資本的支出で 397万 6,000円の増額補正をお願いするものでございます。
- 1 款 1 項 1 目配水管整備事業費の手当で 1 万 4,000 円の減額でございます。法定福利費で 3 万 3,000 円の増額は、共済費負担率の増によるものでございます。

2 項 1 目企業債償還金で 395 万 7,000 円の増額補正は、公的資金補償金免除繰上償還借 換債に対する元金償還金の増額分で、借り入れ先の条件が元金均等償還になったための増 額でございます。

以上で説明を終わります。

○小嶋委員長

以上で説明を終わります。

- 収入支出一括質疑
- ○小嶋委員長

これより収入支出一括質疑に入ります。

○栁原委員

収入の方の補正がないということは、当初予算どおりの収入見込みでいいのかということをちょっとお聞きします。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

収入につきましては、今、2月の補正予算で上げる見込みにしておりますが、水需要がかなり低迷いたしております。その関係で、まだはっきりした額ではございませんが、 4,500万円前後、給水収益が下がるというような見込みを立てて、今、推計中でございます。

○小嶋委員長

ほかにありませんね。

(「質疑なし」の声あり)

○小嶋委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小嶋委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第68号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○小嶋委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○小嶋委員長

以上で本委員会に付託されました議案第65号から議案第68号までの平成20年度多賀城市各会計補正予算の審議はすべて終了いたしました。

各議案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果については、 議長あて報告いたします。

なお、委員会報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

これをもちまして補正予算特別委員会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後2時29分 閉会

補正予算特別委員会

委員長 小嶋 廣司